

(可認省信遞日六月五年五十二治明)

REVUE
DE LA
PÉNITENTIAIRE DU JAPON

每月壹圓發行

大日本監獄雜誌

號壹拾五第

明治廿五年八月發兌

○教誨叢書第五輯

目錄

- 叢書發行の趣意及び編輯の大要
- 教誨 春の山を觀よ
松尾 音次郎
- 經濟 勞力
留岡 幸助
- 監房揭示意解
小野田 卓爾
- 教を受ける人の心得
原 胤昭
- 勸話 自然の罰、花の話、巖と巨濤、三大不幸、
慎獨、強情同士、
- 理學 人工を以て雲を興し雨を降らす事、
天氣と雲の關係、
- 聯珠 聖賢格言、西諺、道歌
- 作文 賞表を受けたる報知の文
入監后父母へ送る文
- 讀方 勸善問答

同 情 會

(明治廿五年五月六日逓信省認可)

大 日 本	
監 獄 誌	本 日 大
料 告 廣	表 價 定
廿一行以上	一冊 金七錢
十一行以上	半年分(六冊) 金四十二錢
十行以下	一ヶ年分(十二冊) 金八十四錢
一行以上	全年分(二十四冊) 金一百六十八錢
廿一行以上	但交換廣告ハ一切 謝絶ス

發行兼編輯者 佐野 尙
印 刷 者 寺 井 宗 平
印 刷 所 東 京 並 木 活 版 所

明治廿五年七月二十日發刊
發行所 東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
大日本監獄協會事務所
賣 捌 所 東京市淺草區黑船町廿八番地
東京市牛込區神樂町二丁目廿二番地
臨 池 書 院
其 外 各 書 店

問顧獄監省務内國字

藤吉氏子一ロク空傳譽名獄典監房ガトッピアモ



大日本監獄雜誌第五十號目次

○字國內務省大參事官博士フオン、スタルケ氏の肖像

○官報 一件……………一

○論說

○北米合衆國監獄制度の發達に就て……………法學士石田氏幹……………三

○監獄防弊論(第九)……………加地紳太郎……………五

○監獄論(第八)……………法學士畑長太郎……………八

○問答

○新法令問答……………三

○獄事雜問……………三

○獄事金言……………一三

○六

○翻譯

○犯人生理(前號の續き)……………陸軍教授野村泰亨譯述……………一四

○歐米監獄沿革史(承前)……………在文科大學神谷四郎譯……………一七

○五

○雜錄

○獨逸聯邦監獄經營議談(承前)○政府は猶ほなく監獄刑を實行せられんことを望む○刑事被告人の勞務○府縣監獄費國庫支辨論は政治問題にあらず○刑法學者の監獄改良に冷淡なるを怪しむ○囚人勞作の價值……………一八

○批評

○一

○寄書

○理由果して感化し能はざる乎○在監人の懲罰に關する答議を讀む○給與工錢論……………二四

○通

○三池集治監并九州沖繩各縣獄事會○英國ホワルド協會年報寄贈○獄務會議○教諭事務會議○看守教育○佐賀縣知事並に同縣典獄の書狀○在監人の種痘○東北各縣典獄職務協議會○九州各縣并三池集治監教諭師會議……………三五

○獄事彙報……………三五

○統計……………三五

○廣告……………三五

大日本監獄雜誌第五十一號目次

○字國內務省獄務顧問博士タロウ子氏の肖像

○官報 一件……………一

○論說

○監獄論(第九)……………法學士畑長太郎……………二

○監獄防弊論(承前)……………加地紳太郎……………五

○北米合衆國監獄制度の發達に就て(承前)……………法學士石田氏幹……………七

○問答

○獄事雜問……………一〇

○獄事金言……………一〇

○十二

○翻譯

○歐米監獄沿革史(承前)……………在文科大學神谷四郎譯……………一二

○努力な刑罰を爲すの不可なるを論ず……………久野三吾譯……………一五

○五

○雜錄

○初犯囚は監獄中の別世界に置くべし○衣類の交換日に洗濯日の規定を望む○監獄署長監獄支隊長の着服○監獄警及支署には官舎を要す○監獄作業中囚の注意○小波類似の書籍は看讀を禁ずへし○書籍の看讀に付ては個人的の關係を省察するを要す○假罪俱發則囚因罪の假出獄○獄事に關する雜論は愈々益々多かりんことを望む○府縣監獄及監獄教諭師の位置及俸給○敢て獄務規則の發布を促かす○工錢の利子○假出獄上申の時期○製品の代價……………二二

○批評

○五

○寄書

○總囚的教諭……………二二

○通

○原胤昭君の書翰と米國醫學博士ジョン、シム、ペルリ氏の演說○神奈川縣看守教習所に於ける佐野尙氏講話筆記○教諭方法の改良○精勤證書授與○看守教育……………二八

○小

○獄事小説佛老爺……………三四

○廣告……………三四

茲に掲ぐる肖像は目下學國に於て監獄學の大家と仰かるゝ博士クロ
 子氏なり氏は全國の模範獄として有名なるモアビット分房監の典獄に
 して傍ら内務本省の監獄顧問たり氏齡未だ五十を出てす温厚篤實にし
 て學識經驗を兼備し人に接するや諄々乎として倦ます實に君子の風あ
 りと云ふへし其監獄を統ふるや秩序整然として人各其所を得ざるはな
 く物各其宜きを得ざるはなし昨年露京に於て列國監獄會議を開くや氏
 も亦學國委員の一人に選まれて之に臨めり氏十年の星霜と勞苦とを以
 て監獄學なる一大良書を著はし此道益するものと實に尠なからず政府
 大に其功を賞し之に授くるに名譽博士の位を以てす亦以て如何に其世
 教を益するやの一端を窺ふに足るへし清浦奎吾君の伯林に遊はるゝや
 屢々氏と談話し得られたる所少なからざりしとぞ我國の獄務顧問たり
 し故ゼーバッハ氏の如きは同博士の下にありて監獄書記を勤め其薰陶
 を受けたるものなりと云ふ加地鈔太郎識す

大日本監獄雜誌第五十一號

明治廿五年 八月

官報

●叙任
叙從七位

八田 哉明
兵庫假留監書記 吉田 恒久

特旨ヲ以テ位記ヲ賜ヒ叙正八位

●看守教習 岡山縣看守教習所第五回受業生六人ハ教習科程ヲ卒業セシヲ以テ六月二十四日證書ヲ授與セリ其中優等ノ者ハ一人ナリ○神奈川縣ニ於テ本年一月ヨリ六月ニ至ル半期間看守試験ニ合格セシ者十六人又同期間看守教習ニ卒業セシ者十六人ナリ之ヲ昨年後半期ニ對照スレハ試験者ニ於テ二人ヲ増シ卒業者ニ於テ二十一人ヲ減セリ○大分縣ニ於テ第四期看守教習生五名ノ卒業試験ヲ施行セラレシニ孰モ及第シ内優等一名ニシテ七月九日卒業證書ヲ授與セリ○鳥取縣看守教習所ニ於テ去ル七月十四日第五回教習生ノ卒業試験ヲ執行シ合格者二人ニ證書ヲ授與セリ

六級俸を給與せられ宇和島監獄支署長を命せらる
愛媛縣監獄書記 中野 信明君

六級俸を給與せらる 愛媛縣監獄書記 杉浦 忠直君
九級俸を給與せらる 愛媛縣看守長 千々岩 直君

全 愛媛縣看守長 渡邊 良正君
全 愛媛縣監獄書記 徳永 光廣君

兵庫縣看守長兼監獄書記 花房 教君
當分警守課長を命せらる 兵庫縣看守長兼監獄書記 山田 淡君

監獄署警守課勤務を命せらる 兵庫縣監獄書記兼看守長 竹内 正彦君
長看守長兼監獄書記

笹山監獄支署長を命せらる 茨城縣監獄書記 山内 副忠君
御用有之神奈川縣へ出向を命せられ茨城縣土浦監獄支署

長、出納官吏、在監人領置品取扱主任を免せらる 神奈川縣監獄書記 霧生 里次郎君
茨城縣監獄書記に任せられ五級俸を給與せられ茨城縣土

浦監獄支署長、出納官吏、在監人領置品取扱主任を命せらる 八級俸を給與せらる 茨城縣監獄書記 加藤 紀 堅君
依願本官を免せらる 岡山縣監獄書記 滿 藤 恒君

岡山縣尋常師範學校書記 村田 善太郎君
岡山縣監獄書記兼看守長に任せられ十級俸を給與せらる 岡山縣監獄書記兼看守長 細木 莚 吾君

岡山縣監獄書記兼看守長 船橋 致遠君
監獄署工業課長を命せらる

監獄署警守課長を命ぜらる
 岡山縣監獄書記兼看守長 安田 順吉君
 津山監獄支署長を命ぜらる
 岡山縣看守長兼監獄書記 片岡 八郎君
 玉島監獄支署長を命ぜらる
 小林 市次君
 兵庫縣監獄書記に任せられ四級俸を給與せられ庶務課長を命ぜらる
 兵庫縣収税屬 谷口 信太郎君
 兵庫縣監獄書記に任せられ八級俸を給與せらる
 兵庫縣監獄書記 阿部 誠一君
 非職を命ぜらる
 兵庫縣看守長 丹羽 哲郎君
 監獄書記に兼任洲本監獄支署長を命ぜらる
 長崎縣監獄書記 山口 卯太郎君
 内務省に於て採用に付三池集治監へ出向を命ぜらる
 長崎縣監獄書記 杉野 永順君
 獄務課長心得を命ぜらる
 長崎縣看守長兼監獄書記 木 藤 良君
 平戸監獄支署長を命ぜらる
 長崎縣監獄書記兼看守長 伊東 録次君
 獄務課勤務を命ぜらる
 長崎縣監獄書記 山 春 啓次郎君

長崎縣監獄書記兼看守長 土肥 實一君
 長崎縣監獄書記 長崎縣監獄書記 山 春 啓次郎君

論 說

○監獄論 第九 法學士 畑 良太郎 東京

第二章 獨乙國ニ於ケル保護協會
 獨乙國ニ於ケル保護協會ハ漸ク一千八百二十六年伯林ニ於テ一千八百二十七年ラインヴエストフアリヤニ於テ創立セラレタルモノナリト雖モ其發達ハ非常ニ迅速ニシテ學者及ヒ宗教家ハ社會上及道徳上ノ問題トシテ之ヲ講究シ幾何ナラスシテ聯邦諸國ノ多數ハ力ヲ此舉ニ用ヒ又一人ニシテ協力スルモノ、各所ニ興起シ漸次聯邦諸國ニ整然タル組織ヲ有シ執務巧妙ナル保護協會ノ成立ヲ見ルニ至レリ此等保護協會業務施行ノ區域ハ單一町村又ハ一郡ニ止マリ而シテ其多數ノ上ニ中央統一機關ヲ戴クモノト一聯邦或ハ一州ノ保護協會ノ全体ヨリ成立シ特別ノ主部ニ服従スルモノトノ二アリ
 獨乙國保護協會全体ニ共通スル統一機關ヲ設立ス可キ計畫ハ屢々之レ有リシト雖モ今日ニ至ル迄未タ其目的ヲ達スル能ハス普魯士王國中ポーセン洲以外ノ諸洲ニ於テハ各種ノ保護及ヒ慈善ノ協會ノ在ルアリテ王國政府ヨリ之ヲ保護獎勵セリ一千八百七十八年十月九日ノ發布ニ係ル同國內務省令ニ據レハ如何ナル方法ヲ以テ保護協會執務ノ章程トナスヤ等ハ各洲政府ノ規定スル所トナセリ一地方ノ保護協會ニシテ最モ勢力アルモノハ一千八百二

十七年ニ伯林ニ於テ創立セラレタルモノナリ爾後一千八百二十九年ボツダムニ一千八百四十一年伯林(女出獄者ニ對スル保護協會)ニ一千八百六十七年フランクフルト(フランクフルト)ノ出獄者ニ對スル保護協會)ニ設立セラレタリト雖モ其盛大ナルコト遠ク前者ニ及ハス從來ノ協會ハ監獄及ヒ囚徒ノ改良モ亦之ヲ司リシト雖モ今日ニ於テハ其執務ノ區域ヲ窄少シ單ニ出獄者ニ對スル保護ノミトセリ同協會ノ被保護者ハ一千八百八十五年ニ於テハ三千三百五十三人ニシテ殆ソト一萬馬克ヲ費セリ而シテ其執務ノ方法ハ全部ヲ四大別シ第一部ニ於テハ男子ノ丁年以上ノ者第二部ニ於テハ同丁年未滿者第三部ニ於テハ女子第四部ハカドリツク教徒ノ出獄者ヲ監理ス會員ノ出金ハ一千八百八十五年ニ於テハ二千三百二十マルクノ多額ニ上リ伯林市ハ一千八百マルクノ補助ヲ爲セリ
 一千八百六十八年ノ設立ニ係ルフランクフルトノ保護協會ハ拘禁中ノ囚徒及ヒ出獄者ヲ保護スルノ外監獄圖書館ヲ設立シ監獄全般ノ改良ヲ計畫スルモノニシテ同協會ノ未丁年者ノ出獄者ニ對スル保護ハ頗フル良好ノ結果ヲ奏シタリ又同協會ヘウル、リヒスタインニ於ケル勞役所ニ補助金ヲ與ヘタリ
 又郡ノ保護協會ニ屬ス可キモノハウイスバーデン(一千八百七十八年設立)カッセル(一千八百八十四年設立)スタットゲン(一千八百八十四年設立)シユグマリゲン等ノ保護協會ニシテ是等諸協會ハ各所在地近隣ノ人ニシテ出

獄シタルモノヲ保護ス而シテ其統一機關ハハンノウヰル洲ノ出獄者保護協會ナリ同協會ハ一千八百八十年ノ創立ニ係ルモノニシテ目下四十四個ノ自治協會ヲ監督セリ又一千八百八十年創立ノケーニールグヘルグノ東普魯士洲監獄協會ハ數個ノ支部ヲ有セリ
 又一千八百八十四年ノ設立ニ係ルハルレーノ監獄協會ハサクセン王國及ヒ公國アンハルトノ出獄者及ヒ在獄者ノ家族ヲ宗教ノ異同ヲ問ハス保護スルモノニシテ十二人ノ主務者ニテ業務ヲ執リ洲長及ヒアンハルト公國ノ内務省ハ委員ヲ出スノ權利ヲ有シ町村保護協會ハ會員ノ出金ノ三分ノ一ヲ中央協會ニ出ス可キノ規定ナリ
 一千八百二十九年設立ノブレスタウニ於ケルシレーヂエノ洲出獄者ノ保護協會ハ十一人ノ主務者ヨリ成ル監理局アリテ二十三ノ町村協會ヲ監理セリ而シテ洲長ハ其主座ヲ占メブレスタウノ大僧正ハ之カ名譽會員ナリ元來町村保護協會ハ國庫ヨリ保護金ヲ仰クモノニシテ殊ニブレスタウノ保護協會及ヒケルリツノ保護協會ノ多キハ其最モ顯著ナルモノナリ而シテケルリツノ保護協會ハ一ノ勞役所及ヒ無職出獄者ニ對スル一時ノ養育所ヲ所有セリ
 特別ノ統一機關ヲ有スル保護協會ハリッセルドルフニ於ケルラインヴエストフアリヤノ監獄協會ニシテ同協會ハ一千八百十六年新教ノ宣教師テオドル、フリードネル氏ノ設立ニ係リ夫ノ有名ナルスタイン氏モ亦之ニ與カレ

リ而シテ其目的タル獄制ノ改良監獄圖書館ノ設立不具貧弱者ニ對スル貧院ノ設立傳教師監獄牧師及ヒ監獄教員ノ派遣在獄者ノ家族ノ保護等ヲ以テ目的トスルモノニシテ政府及ヒ町村役場ヨリ非常ノ助力ヲ仰クモノトス同協會ハ事務施行委員アリテ其事務ヲ執リ二十五ノ補助協會ヲ有スルノミナラス其他一般ニ助力ヲ與フルモノ極メテ珍ナカラス同協會ノ効蹟顯著ナルハ一千八百七十六年ニ於ケル五十年祭施行ノ時ノ報告ヲ見ハ自カラ明カナル可シ又其費用ハ保護協會ノ出金及ヒ有志者ノ寄附金ヲ以テ辨スルモノトス

一千八百七十六年キールニ設立シタルラウエンブルク侯國及ヒシレスヴィグホルスタインノ出獄者保護協會ノ組織ハ殆ント前協會ト均シク統一機關事務委員及ヒ三十五個ノ町村保護協會ヲ有ス而シテ其費用ハ町村保護協會國庫及ヒ地方廳ヨリ得ルモノトス

又バーデン國ニ於テハ一千八百三十年ニミッテルマイエル氏ノ創立セル保護協會ヲ以テ其嚆矢トス爾後一千八百五十三年ニ同國政府又之ヲ創立シ百方經驗ノ後漸ク一千八百八十二年ヲ以テ普通ノ定款ヲ備ヘ十二人ノ主任者ヲ以テ統理シ別ニ常置委員ヲ置ク男出獄者ノ保護ヲ目的トシタル協會ヲ設立セリ而シテ此協會ハ各所ニ散在スル五十九個ノ小協會ヲ支配シ其本部ハカールスルーヘーニ在リ主任者及ヒ常置委員ハ司法省ノ命ヲ奉シテ事務ヲ處理ス又同協會ハアングレンプクニ於ケル勞務役開墾地設立ノ

爲メ一万マルクヲ支出シシヤイメンハルドニ於ケル婦人出獄人救濟所設立ノ爲メ五千マルクヲ支出シ又其經常費トシテ年々千二百マルクヲ支出シウヰルテムベルグ及ヒヘンゼンブルムスタト及ヒパーセルノ保護協會ト其目的ヲ同フスルヲ以テ互ニ相補助セリ

婦女ノ出獄者ニ對スル保護ハバーデン婦人協會ノ支部ニ於テ之ヲ擔當ス此費用トシテ同支部ハ本部ヨリ年々補助金ヲ受ク又バイエルンニ於ケル保護協會ハ其業務施行ノ區域一町村ニ止マルモノト一郡ニ及フモノトノ二種アリ而シテ規則トシテ其所在地ノ地方ニ籍ヲ有スル出獄人ヲ保護スルモノトス其最モ著名ナルモノヲ舉クレハ一千八百六十年ニミュンヘンニ設立シタルオーベルバイエルンノ協會ニシテ同協會ハ自治組織ヲ有スル十五ノ小協會ヲ統轄ス同協會ハ初メミュンヘン府ノ協會ナリシカ一千八百六十一年ニ各地散在ノ小協會ニ對スル中央機關トナルニ至レリ

又一千八百六十三年アウグズブルクニ設立セルシュウーベン及ヒニルンベルグ協會ハ十一個ノ小協會ヲ支配シ亦有名ナル協會ノ一ナリ尙有名ナルモノハ一千八百四十六年ニバイロイトニ設立セラレタルチャーベルフランケンノ保護協會ニシテ同協會ハ十七ノ小協會ヲ支配シ之ヲシテ相當ノ保護ヲ受クル爲メ毎年歲入ノ十分ノ一ヲ支拂ハシム又アンズバハノミッテルフランケンノ保護協會モ亦著名ナルモノ、一ニシテ其支部ハニルンベルグニ在リテ

頗フル盛大ナリ

ラインバルツニ於テハ孤兒及ヒ丁年未滿ノ出獄者ノ道德上ノ改良ヲ目的トシタル協會アリテ五個ノ小協會ヲ支配ス而シテ其本部ハスバイエルニ在リ

フランシニウイヒニ於テハ一千八百七十七年ヲ以テ同國全般ノ保護事業ヲ執ル保護協會ヲ設立セリブレームンノ保護協會ハ一千八百六十七年ノ創立ニ係リ全ク政府ノ保護ニ依リ成立スルモノトス同協會ノ事務ハ監獄宣教師及ヒ有給官吏ノ施行スル所ナリ又エルザスロートリンゲンニ於テハ一千八百八十四年ニエルサスノ出獄者ノ家族ヲ保護スル協會ヲストラスブルクニ創立セリ同協會ノ創立セラル、ヤ之カ會員タルモノ忽チ一千四百余人ノ多キニ上レリ同協會ハ諸方ニ其支部ヲ有シ殊ニ政府ヨリ六百馬克ストラースブルグ府ヨリ二百二十馬克ノ補助金ヲ受ク

又ハンブルグノ出獄者保護協會ハ一千八百三十九年ノ設立ニ係ルモノニシテ監獄ノ設立費中ヨリ一千百馬克ノ補助ヲ受ク同協會ハ警察總長其主坐ヲ占メ監獄署長監獄宣教師等其事務ヲ處理ス

ヘンゼンブルムスタットノ出獄人保護協會ハ一千八百四十四一年ノ設立ニシテ内務司法兩省ノ監督ヲ受ケ三名ノ主務者及ヒ七名ノ常置委員アリテ十八個ノ小協會ヲ支配シ其本部ハダルムスタットニ在リ而シテ其主務者ハ大公國ノ任スル所ニシテ十八個ノ小協會ハ各行政区劃ニ各一個宛

ナリトス

フルデンブルグニ於テハ一千八百五十三年以來出獄人ノ保護ニ關スル事業ハ僧徒ノ擔任スル所ニシテ監獄宣教師ハ被保護者產地ノ協會ニ紹介ス

サクセン王國ニ於テハ一千八百三十六年設立ノ保護協會アリテ各自治ノ作用ヲ營ム三十九ノ小協會ヲ統轄ス同協會ハ政府ヨリ八百十馬克ノ補助金ヲ受ケ又各所ノ都府ヨリ少ナカラサル補助金ヲ受ク中央委員アリテ之ヲ統一シ國王ノ名ニ於テ又協會ノ保護者トシテ其業務ヲ施行ス又サクセンコーブルグニ於テハ一千八百六十八年ニ保護協會ノ設立アリテ一千八百八十四年ニ至ル迄政府ヨリ二百マルク乃至三百マルクノ保護金ヲ受ケタリ又ウヰルテムブルグニ於テハ一千八百三十一年從來同國ニ成立セル小協會ノ中央機關トナス目的ヲ以テテスタットガルトニ保護協會ヲ設立セリ而シテ此協會タル十二人ヨリ成ル主務員アリテ六十四個ノ小協會之ニ隸屬ス

以上ハ獨乙國ニ於ケル有名ナル保護協會ニシテ其他ノ諸協會ハ實ニ微々タルモノナルヲ以テ茲ニ之ヲ措ク

○犯罪豫防策(承前) 加地鈔太郎東京

保護事業は獨り犯罪者のみならず尙ほ懲治者及不良幼者にまでも之を及ぼすべし、又犯罪者にありても獨り重罪者に専らにして輕罪者若くは幼年囚に薄きか如き事ある

へからず、何と云はれは重罪者には往々保護の効を見ざるものありと雖も、輕罪者若くは幼年囚に至りては之を保護するに能く時機を失はざるは其功を奏するものと少なからざればなり、故に保護の利は輕罪囚及幼年囚に著しくして重罪囚に少なしと謂ふべし、況んや再三再四重罪を事とし若くは懶惰流浪罔圍を以て家とする者に至りては社會に立ちて正道に由り生計を營むの望甚だ薄きものなれば、之を保護するよりは寧ろ成るべく囚獄に繋て以て社會より遠け置くを優しりとするべし。

保護の業たるや囚徒の放免を待て初めて之に着手するか如きは既に遅しと云はざるべからず、乃ち其出獄せざる以前より已に業に之を行はざるべからず、例へば會社に於て保護せんと欲する在監者にして妻子あるものは其餓饑に迫らざらんばに注意し、其家の破滅せざるやう保護せざるべからず、實に此家は則ち囚徒か出獄後秩序的の生活を營むの根據なればなり、又父母あるものは豫め之に説て以て出獄後歸宅するも妨げなきやう取計ひ置かざるべからず、又出獄後囚徒の従事すべき相當の職業と落付場所とを尋ね置かざるも最も緊要なり、滿期放免後二三日と雖も無事閑散に日を消さしむるは有害なるものはあらじ、何となれば其間には職業を求め落付場所を尋ぬる等にて知らず識らず日子を費し無益に各所を彷徨して遂に不良の徒と交際し其結果は二たひ罔圍の人となるに至るべしなり、故に保護會社は宜く囚徒に斯る機

會を興へざるべしに注意せざるべからず、而して之に注意するの途他なし、常に監獄署と密接の關係を保つにありのみ、夫れ囚徒は出獄前より既に己れの人となりて了知し、其困難ある場合には何時にても相談對手となりて以て之を保護するの力なかるべからず、彼の保護會社は何者そや、貧民救助組合は何者そや、囚徒に取りては赤の他人のみ、若し出獄人滿期放免証を携へて會社若くは組合に到り、己れか過ぎし身上の物語と犯罪の由來とを述べて以て世話を請はんか彼れ必らず退て詮議し置くべしとて之を還すべし、而して後明日往き明後日往て其搜括を促すも遷延決せずんば囚人は「ヤケ」を起し復た保護會社等の厄介を受くるべしを厭ふべし、斯の如くんば保護事業は其れ何くにかあるや。

是故に保護會社は其保護の目的ある囚徒の爲めに毎に適當なる社員を監獄に派して其人を爲りを視、其意向を質し、其伎倆を察し以て斷えず之に接せしめなれば其利や獄署の詳細なる報告に優るべし實に幾干くそや、社員は又其受持囚徒の爲めに町村役場にも往き、從前若くは將來の雇主をも訪て以て具に其雇入方を勸告せざるべからず、又其囚徒困難に陥りたるときは適當に之を救濟せざるべからず、斯くの如くんば囚徒は出獄後赤の他人より世話を受くるにあらずして、曩に其妻子を救ひ父母に説き雇主に勧め呉れたる最も懇切にして親戚も當ならざる人より保護を受くるものなれば囚人の幸福は其れ幾く

そや、但し女囚には婦女をして其任に當らしむべきは勿論なり。

右の如く放免囚保護の要は職業と秩序的の生活とにありて決して金錢にあらず、金錢を給するときは自力を頼むの精神を喪失せしめ乞巧及犯罪を進むるの媒介となるものなり但し一時の救助として衣服、家具、職具を給し家賃を前拂し其他一時必要なるものを取り敢へず給與するは格別なり、又相當の勞銀を得べき職業容易に見當らざるべきは本人をして知らしむるべしなく竊に雇主に相當の補充額を給して以て其給金を高めしむるも亦一策なるべし。

出獄人の爲め職業及落付場所見當らざる場合に於ては出獄人教育所なるものを設けて以て之を養ふべしとの説あり余は斷して之を不可とするものなり、何となれば折角監獄に於て嚴肅なる規律に依り除去せられたる難居の弊風を規律緩慢なる教育所に於て再興するものなればなり、蓋し事を急にすれば成らず、豫め時日を以て之を求めなば何を見當らざるべしやあらん、若し萬一見當らざれば寧ろ普通の教育院に入るべし可なり又一時或る雇主に相當の賃銀を給して之を使用せしむるも不可なきなり、各地にある保護會社に於て共同して其事業を行ひ一定の區畫(例へば一縣を一區とす)を作り區内の共同事務に付ては更に縣組合とも云ふべきものを設け又全國を統轄する中央本部とも云ふべきものを置き全國の會社氣脈を

通し協心協力して其事に従は、實際莫大の便益あるべし又保護會社と他の慈善を目的とする組合と常に密接の關係を保ち若くは之と聯合して業を行ふべし、なし其共同事務を司らしむべき支部を各町村に置て廣く其事に従は、尙は一層妙なるべし (未完)

○北米合衆國監獄制度の發達に就て(承前) 法學士 石田氏 幹東京

上來陳述したる所によれば道德及び法律の發達は社會の發達に伴ふものにして而して監獄は第二生存即ち社會的生存を維持するものなれば監獄制度の發達と社會組織の發達の關係は左の方程式を以て説明し得べしと信するなり

$$a \cdot b = c \cdot d$$

$$L \cdot C = A \cdot B \cdot C = A'$$

$$A \cdot b = A' \cdot b'$$

a を古代道德、法律、の發達程度とし、
b を近代社會の發達程度とし、
c を古代監獄制度の發達程度とし、
d を近代監獄制度の發達程度とし、
A を古代監獄制度の發達程度とし、
A' を近代監獄制度の發達程度とし、
B を古代社會組織の發達程度とし、
B' を近代社會組織の發達程度とし、
C を古代法律の發達程度とし、
C' を近代法律の發達程度とし、
L を古代法律の發達程度とし、
L' を近代法律の發達程度とし、
を近代社會の發達程度とし、
を近代社會組織の發達程度とし、
を近代法律の發達程度とし、
を近代法律の發達程度とし、
此原理は時の古今に通するのみならず又場所の遠近にも

通するものたるよとは亦疑ふべくもあらず今其れ社會組織の發達せざる國に往き其監獄制度の發達如何を觀れば其國の監獄制度は毫も整頓せざるを見るべく之に反して社會組織の發達したる國に行き其監獄制度の發達如何を觀れば其國の監獄制度は大に整頓せるを認むべし是の故に人の自國を去りて他國の界境に入るや必ず先づ其禁を問ふと共に其獄の整否如何を觀んと欲するものは他なし其社會組織の發達如何を觀察せんが爲なり

唯其れ然り監獄制度の發達は社會組織の發達に伴ふ故に社會の發達如何を顧みずして明りに監獄の改良を謀らんとする如きは抑も亦誤れるものにして監獄の改良を促さんとするには社會の情勢如何を審みし之に適應するの方策に依らざるへかたず而して社會の情勢を審かにし之に適應するの方策を講ずるには傍々諸外國の監獄沿革史を研究せざるへかたず余の本題なる北米合衆國監獄制度の發達に就て研究を爲さんとすも蓋し是か爲なるのみ讀者諒焉

抑も北米合衆國監獄制度の發達に就て研究を爲さんとするにはシンシナチー監獄協會の沿革を叙述せざるへかたずシンシナチー監獄協會は一千八百七十年ニユーク監獄協會の役員なるドクトルイ、シ、ウ、インス氏の創設に係るものにして氏は身体強壯に精神活潑に性行方正にして頗る慈善心に富たる温良の君子なり氏の着眼や真に高尚にして知識上及精神上に於て人間の道を盡さんとし幼

徒等を生産的の勞動に慣れしむるよとは氏の得意とせる所なりし

氏は大にトリストラリーヤの行刑殖民地長たりしキヤプレン、マコノキーの成效を羨望し彼か取りし方法の最良なるよとを賞讃せり蓋しキヤプレン、マコノキーは愛蘭土の高僧ホートリーより其法を傳受せしも未だ之を廣く實行するの機會を有せざりし然れとも彼の有名なる愛蘭土の監獄制度のサト、ウルター、クロフトンに依りて創始せられたるは實はキヤプレン、マコノキーの有せる觀念に起因したるものとす

彼の有名なる愛蘭土の監獄制度は改後の程度に従ひ囚徒等を數級に分ち上級に至る毎に監制の度を寛にし最上級に在るものにして改後の狀著しきものは遂に之に假出獄を許す等其制度の完備して毫も間然するとなきを氏は大に慕ひ常に之を合衆國全般に普及せしめんよと日夜苦慮せり人若し一千八百七十年に開けるシンシナチー監獄協會の報告を一覽せば其苦慮の空しからざるよとを認むべし其報告書中英國ハーミンハムのリコルマー、ヒル、ヲハイラのドクトル、バイアス、ボストンのエフ、ビー、サンポール、ニユークのジョー、アル、プロックウエイ等諸氏の講談は熱心に愛蘭土監獄制度の速に採用すべきよとを論述し遂に該協會は愈其制度の實行に着手せり是ぞ北米合衆國監獄會及び諸州に於て監獄制度を改良するの端緒なる

時より教育及び宗教の事業に身心を委ね毫も監獄事業に關係を有せざりしか茲に始めて氏か此監獄事業に於て大功勞を爲せし端緒を開きし頃ろは南北戦争の時なりき氏は此時セントルースの都府に於て黨禍の任にあらずか近隣諸州の紛擾に堪へ兼ねけん止むを得其門を閉じニユークに寄りニユーク監獄協會の役員とはなれり該役員として九ヶ年間非常の勉勵を経て露國ソ、ローバ伯の發意に依り萬國監獄協會を組織するに至れり而して此萬國監獄協會の組織を北米合衆國監獄會及びシンシナチー監獄協會の起源となりしなれ

氏のシンシナチー監獄協會を創設するや熱心該業に従事し勉めて實効を擧げんよとを期し極めて憐愍なる人情極めて慈悲なる宗教心を以て囚徒等を勸化し去り諸州の監獄制度も亦自ら風靡せられて大に面目を一新せり今其一班を記述すれば此等監獄は囚徒等を生産的の勞動に慣れしむるを以て唯一の目的となし監獄役員は此目的に従ひ間接に之か取締をなすに過ぎざるなり

氏は精神の滅亡せざるよと、意志の自由なるよと、人定法に限らず神定法(若しありとすれば)を犯す者には必ず神罰あるよと等を信せしと雖も監獄制度の最大目的は社會的生存の保護に在るよとを確信せし故に監獄内に於ても又監獄外に於ても苟くも以て囚徒等と良民に化成するの機會あるに於ては其力を盡さざるよとなく或は勞動の點に於て或は教育の點に於て最も其精神を勞せり特に囚

今其れ一千八百七十年に開けるシンシナチー監獄協會は如何なる觀念を諸州に喚起せしめしやと云ふに其奏功は實に偉大にして翌年即ち一千八百七十一年の四月四日にはニユージェルシー州に七十二年三月二十八日にはミシシッピ州に同年四月十二日にはイラワ州に七十三年三月七日にはネバダ州に同年四月七日にはマサチューセツ州に同年四月二十五日にはミシガン州に七十四年三月三十日にはカリフォルニア州に同年四月六日にはマリイランド州に七十六年十一月二十八日にはバーモント州に七十七年五月二十四日にはイリノイ州に七十八年六月十二日にはペンシルバニア州に七十九年二月二十七日にはネブラスカ州に同年三月十四日にはカンサス州に八十一年二月十二日にはコロラド州に同年三月二日にはニユーク州に八十三年二月二十七日にはノルスタダゴタに八十四年三月十四日にはニユメキシコに同年四月二十八日にはクンタツキーに八十六年一月二十二日にはウァシントンに八十七年三月二日にはミネソタに同年三月三十日にはミシソーリーに同年三月三十日にはテキサスに八十九年三月十一日にはプレストンに於て或は監獄協會を或は監獄を或は懲治場を創設するを見るに至れり

問答

(未完)

○獄事雜問

本欄の問及答は固より私考に依るものなれば其當否を保つること能はざるは勿論尙ほ不充分のこと多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるる諸君は提議の勞を惜まれさらんことを希望す 編者 白

問 犯則ありて囚人より賞表を剝奪したるとき其囚人にして其後勘査期一期以上二期以下行狀善く賞擧するの價値あるときは他の賞表と共に剝奪したる賞表は之れを返付するも可なるや

答 剝奪したる賞表を返付するは本人の既に得たるものを返すに當れば他の賞表に關係なしと解する向き稀れには之れなきにあらざれども此は甚だしき誤解なるへし何となれば勘査内規の精神は犯則ありて賞表まで取上げられたるか如き者は勘査期限一期以上二期以下即ち尋常の囚人が二個の賞表を得たるへき時間謹慎にあつされば更に賞擧すへからずとの意なれば普通の囚人が新たに一個を得べきときより長き時間謹慎にあつされば更に一個の賞表を得る能はざるものとす是れ則ち一たび賞表まで與へられたる者なれば益々謹慎なるへき筈なるにも拘らず懲罰を犯したるを以て行狀の勘査を一層重せしめられたるものなり故に剝奪せし賞表は如何なるものとあつても之を返付すへきものにあらす就ては既に五個の賞表を有する者の外は謹慎なるも三個より多くの賞表は得られざる割合なるへし

問 科程は幾日爲さしむるも可なるものなるや

答 監獄則には「一日の科程を定めて服役せしむへし」とあるのみなれば科程外を數日間爲さしむるも別に成規の明文に抵觸する廉なしと雖も科程を定めらるるの精神は其者が爲し得る丈けを科程と爲すに在るものと勿論なれば科程の定め方適當なれば數日科程外を爲すか如きことあるへき筈なし且つ二三日も科程外を爲すに於ては其科程は既に輕きに至りたるものなれば速に其科程を變更すへきを當然とす依りて數日間科程外を爲さしむるは明文上抵觸するものとなきも使役上の不注意は免かれざるものとす

問 監獄に於て活版業を起すことを得るものなるや

答 監獄に於て活版業を爲すときは或は時事の論文或は小説類似のもの等を印刷し是等のもの囚人の目に觸るゝの虞なしとせず十分注意行届くに於ては斯かる事なき筈なるも印刷の種乏しきときは往々此弊ありしと聞く其他外間の事柄を知らしむるの媒介となるものと勘みならず要するに弊害の生じ易き業なるを以て監獄に於て活版業を起すことは其筋に於て認可せられざるべきに定められたりと聞く

問 監獄則施行細則に在る囚人の枕は木枕とあれは必ず木製に限り他の物にて製するは如何なる理由あるも許されざるや

答 通常は木枕の外許可なきこと勿論なれども特例亦なきにあらず其は北海道の如きは寒氣凛烈なるか爲め

問 木枕にては冬季感冒を患ふる囚人多きより該道冬季に限り特に布製の括り枕を許されたりと聞くか如きは是れなり

答 作業の種類に依りては夏季と雖も囚人に足袋を貸與するの必要あるへきが而かも此は許さるへからざるや如何

問 荒蕪地開墾の如き業は夏季と雖も足袋を用ふるの必要あらん既に其必要あるに於ては許されざるものとすかかるへき敷現に北海道の如きは伐木新墾等の爲め山野荆棘の間に於て囚人を使役するより夏季と雖も該使役中に限り足袋を貸與するを許されたりと聞く

問 看守奉職契約年限内に許職願を出す「依願許職」となるを得るものなるや

答 奉職契約年限内は正當の事故あるにあつされば許職を請ふことを得ざるものなれば若し正當の事故なく單に一身の都合にて強ひて辭職を請ふか如きときは懲戒例に依り免職すへきものにして決して辭職を許すへきものにあらずと思考す

問 右の如き場合に懲戒例に依り免職せられたるとき其者精勤證書他府縣にて授與せられたるを有し居るに於ては之を沒收せざるべきや

答 精勤證書は沒收せらるゝこと勿論なるへし

問 囚人埋葬の節白衣なきときは如何なる服を着せしむべきや

問 白衣あると否とに拘らず監署にて埋葬する節は總て白衣(京帷子)を調製して着せしめ差支なきことと思考す

問 男女病囚の看護並に女監に於て女囚を掃除に使役するは如何なるに執れる監獄にも必ず之れあるものとす右に使役するは内務大臣の認可を経るを要せざることを如何

答 病因の看護女監の掃除とも固より監獄には無かるへからざるものにして炊夫同様の役なれば認可を請ふに及ばざるか如しと雖も如何せん監獄則施行細則第四十三條の明文外なるを以て條文の解釋上認可を請はざるを得ざるものとす是れ蓋し該條の環瑾ならん

問 在監人動作時限表中夏季午後飯後休憩二時間は長きに過ぐるか如し右は作業上の都合にあつざるも其伸縮を許さるべきや

答 府縣に依りては夏季午後飯後の休憩を一時間半とし夫れに準して罷役を早められんことを上請し其認可を得たる向き尠ならずと聞く依りて實際二時間にて長きに過ぐるものとす其理由を具し上申せば認可あるへしと思考す

獄事金言

○獄事の改良を圖らんと欲せば其第一着手は小監獄の廢

止にあり

(英人シュケーン氏の言)

○未發覺の犯罪は發覺せられ従つて刑罰之れに伴ふものに比すれば其數遙かに多し (同上)

○刑期は長さに失すれば罪人に對して不正を爲すの恐れあり短さに過れば社會に對して不正を爲すの憂ひあるなり (スベンナー氏の言)

○犯人を制限せるは其制限社會の安寧を保護するに必要なるに由る其制限にして此程度を越ゆるときは社會は反りて犯人に對して犯人たるを免かれざるべし (同上)

○罪惡の豫防は其治療よりも容易にして且つ美事なり (ワインス氏の言)

○出獄人の爲めに裨益を圖からざる監獄法中には決して一も其善法なきが如く不足の吏員を供給する練習場の設けなき監獄中には決して一も良監獄なし (同上)

○敗壞したる罪人の心清を感化改造する所の業務は曾て人間の處理に係りし事業中に於て最も高尚にして最も多量の腦力を要すべき事業なり (同上)

○罰弗及嗣。賞延于世。宥過無大。刑故無小。罪疑惟輕。功疑惟重。與其殺不辜。寧失不經。

を除去してハムレット 譯者曰クハムレットはシェークスピアの作りし公トす王子の眞名ナリハの演劇を爲さんとするが如くなくん、そも佛國は監獄改良に先鞭を著けたるものにはあらずれども亦早くより此道に入り絶えず其歩を進め今日に至りて其盛大を極む、千八百十九年の頃、既に國王の直轄なる王設監獄協會の設立あり、此協會は國王親創立の勞を取り貴紳の會員多く之に加ふるに其事務員皆才幹ありて且つ誠實に監獄の改良を計りしかば大に世の名聲を博したり、然れども此協會の努力は首として消極的の事業にありて積極的の事業にあらず、則ち専ら監獄の弊事を搜索摘發して根底より之を除き去らんとを務めたるものにて謂ゆる苗を植ゑんと欲して先づ雜草を抜くものなり、然れども當時種々の障礙ありて充分の結果を得る能はざりし、此協會は又賞を懸けて監獄改良に關する著書と募りダンジョンといへる法律家此賞を得たり、其書は余の未だ會て見ざるものなれども聞く處ろに據れば當時に行はれたる刑罰の主意に基けるものにして今日の學者の唱道するか如き刑法と監獄との關係には少しも論及するとなかりしといふ、さればかゝる協會の盡力ありしかとも一たひ罪惡を爲して監獄に墮落せる者はかのクリエートの迷路 譯者曰ククリエートは著獄の一小島にして此島に迷路あり彼のモントニメといへる怪物の爲に食殺に入りし者の再ひ出る能はざる如く遂に改化遷善の道を得ざりし

第二十二節 佛國監獄改良(續) シヤ

○吉人爲善。惟日不足。凶人爲不善。亦惟日不足。 (虞書、大禹謨篇)

(周書、秦誓篇)

○教之以禮。齊之以禮。則民有格心。教之以政。齊之以刑。則民有遷心。 (史記)

○夫絶惡於未萌。起教於微眇。使民遷善遠罪而不自知者。舍德禮。其將何以哉。 (大日本史、刑法志)

○無恒産。而有恒心者。惟士爲能。若民則無恒産。因無恒心。苟無恒心。放辟邪侈無不爲已。及陷於罪。然後從而刑之。是罔民也。 (孟子)

歐米監獄沿革史 (承前)

米國神學及法學博士 ツインズ著 在文科大學 神谷四郎譯 第廿一節 佛國監獄改良、王設監獄協會 (千八百十九年 我文政三年 設立)

然れども此時に方り青年の一俊才、方に監獄改良の舞臺を指して進めり、此青年は爾來殆と半世紀の間、監獄改良のハークェリス 譯者曰クハークェリスは著獄の古蹟にある半ふるに敬敬なりとなり、今日監獄改良家老手中の老手たり、此人を誰と云ふ、佛國學士會員 エム、シヤール、ルカ則是なり、そも學士會員たるものは學者の競望する最大名譽なれども氏は是よりも更に大なる名譽を負ふて之を學士會に反射し却て其光輝を加ふるものなり、そは氏の當時最も必要なりし道德改良の先導者たる芳名は永く後昆に傳へて忘るへからざるものなればなり

氏は千八百二十八年(我文政十二年)に其著「歐米監獄制度」を出版し千八百三十六年(我天保八年)には同「囚獄原理」を出版せり兩書とも三卷宛あり、氏の智識精神は著しく此兩書に於て著はる、共に義理精通、論旨着實、其考證は該博に其學識は幽深に其拆理は周密に其意志は高尚にして人の思想行爲に影響すると大なり、而して其影響は只善きもののみにして惡しきものは毫もなしと稱して可なり、氏の説に曰く(原註、以下の説は前條の書中にあるものならずして近頃佛國共同監獄會社 組織會のとき氏其議長として爲したる演説中より採る)「監獄改良をして學理の境内に入らしめんとするには先づ其方針を案定す

ると猶かの建築をなさんとする者の先づ其設計圖を製するが如く必要なり、其方針は先づ監禁の種類を分ち其種類によりて應用の主義を異にせるに在り、其分類は第一、未丁年者の監禁、則ち分類に就きて第一に注意すへき問題は被監禁者の年齢にして次に注意せべきは、未決囚の監禁なり、而して已決囚監禁の中に二階級あり則ち短期長期とす

監禁の主義は五ありて其初の三を、安、全、管束、感化とす第一は之を拘留するの用に供し第二は之を威嚇し第三は之をして改悛せしむるの用に供す、拘留監禁に在る者は今日免されて社會に出つれば明日は全く其位置名譽を回復するもの故、在監中は一人一箇の分房に置き他の在監者の染汚を防ぐを以て足れりとす、則ち安全主義のみにて充分なり、敢て之を威嚇し之を感化するに及ばず、短期刑囚の監禁に在りては第一第二の二主義を用ひ第三は全く之を度外視する能はざるも強て之を並用するに及ばず、長期刑囚の監禁に至りては必ず三主義を並用せずはあるへかす、第四の主義は監禁期日に關するものなり、已決囚の刑期は之を二分し初期は第二の主義のみを用ひ次期には第三の主義を並用すへきなり而して其初期の最大期限は概して一年に過ぎざるものとし是より大に短縮するも差支なし、おれ第二の主義は必しも長時日の助を假らす一月或は只一日にても有効に實行し得へきものなればなり、然れども其次期に至りては二年を以

て最小期限とす、おれ此期に於ては専ら道德の勢力を用ひて感化するものにして此法は決して一朝一夕に其効を収め得べきものにあらず時日は感化の要素なればなり、第五の主義は監獄改良の基礎とも稱すべきものにして各監獄に相當の囚員を確定するとは是なり、實に過多の囚徒を一監獄に置くは監獄改良の最大障礙なり、一國の俊秀を集めたる大學校なりとも過多の生徒を教育せんとするときは好結果を得ざる勿論なり、況んや普通人民に齒せられざる悪人を集監して、社會の塵芥溜たる監獄に於てをや」と

氏の内獄原理に曰く「囚徒監禁の目的は逃走、相汚、（譯者相互に惡事を再犯、三事の防遏に在り、監禁の三階級則拘留數ふるに在り）管束、感化、の三者、何れに就きても社會は逃走及相汚を防遏するに注意すへきものにして猶ほ後の二者に就きては并せて再犯の防遏をも務めざるへかす、未決囚の監禁は只判決を待つ人民を拘留するのみのとなれば安全に留置し他囚の染汚を防ぐを以て主要とせれども已決囚の監禁は管束或は感化を行ふものにして此第三階級感化主義の監禁に在りては囚徒從來の惡習を剷滅して新に善習に染ましむるものにして斯の如き變革を爲すには長時日及び人情を以て主要なる動力とせし、おれ自身の意志よりして善事を爲し之を屬して遂に習慣を成すにあつざれば其の感化にあらず、而してかくするに決して一朝一夕の能くすへきとあるにあつざればなり、され

は其最短期と雖も二年より少かるへかす、然れども亦かゝる感化を要せざる性質の罪人あり、こは前者の如く痼疾となりたる惡習なき者なれば長期間の習慣を以て之を漸治するに及ばず、かゝる者には前にいへる監禁の第二主義を用ひて反正せしむべし、此主義を實行するには前にもいへる如く長時日を要せざるのみならず却て短きを以て効ありとす、そは此監禁法を行ふと長きに過くれは其目的を達する能はざるのみならず之を激怒して惡心を養成するに至るを以てなり、かく二種の罪質あるは則ち管束、感化、二種の監禁法を要する所以なり、されば現時歐米諸國の人々の皆信する如く偏に感化法ののみを以て監禁の事とするは大に囚獄の眞理に違ふものとす」と氏の此著出るまては何人も感化法は單に監禁の一方法にして他の二法、則ち前條第一第二の主義によるものと相疎て初めて監獄の用を全うするを得へきものなることを知らざりし

千八百三十六年以來は氏大部の著作を爲さずと雖も其監獄改良に關する議論を集めなは數部の大冊を成せし、氏は又其同志の友に乏しからず、ド、クヰヰル、ド、モ、ス、ペランセル父子、ホースタン、エーリ、ド、ラマルク、ド、マルサン、ド、ソーン、ド、グヰル諸氏は其最も有名なるものとす

○勞力を刑罰と爲すの不可なるを論ず

英人 ション、ビンニー 原著
久野 三吾 譯

現時の監獄諸法に就き重大なる弊害の一は勞力を以て刑罰と爲すと是れなり此事たる實に囚徒を感化するの一大障礙物と云ふべし

犯罪中掠奪に係るものに就て委しく其事實を穿鑿したる巡捕事務官の報告書に據れば斯の如き罪犯は單に普通の勞力より僅かなる勞力を以て所有品を得んとする欲望に出つ語を換へて之を言へば生計の爲めに勤勉するを厭嫌するに原因せりと此説の實に蔽ふべからざる實地説明なるとは苟も罪惡の性質に關して意を注し者の疑ふべし能はざるもあるなり且つや掠奪の習慣を有せる者の過半は遊手の漂泊者なり（警吏に逮捕せられたる掠奪犯一萬六千人に就き漂泊者一萬以上ありたりと是れ亦同報告書に見ゆ）而して此遊手漂泊の習慣は彼輩の身體のみならず又其心思に属せり是を以て彼輩に取ては若干時間、一旨意に留心し又は定りたる職業に従事するとは非常なる困難事たり彼輩が勞力を以て世上の嫌厭物となすは蓋し之れに由るなり然るに人の心思は自か事物を求めて働かざるを得ざるものなれば其の定規ある事業を嫌厭する所の心は反動して其れと同し度に於て遊惰を喜ぶ所の心を起すへし抑も立法者が斯かる者の爲めに勞力刑を擇ひしは其れをして困難なる勞役を爲さしむるは最も嚴苛

る懲罰なりと信せしに由るならん夫れ懲罰中其罪惡の性質に依て吾人の劇しき憤怒より設くるものは常に智識に富まざるものとす努力を嫌厭すると甚たしき故に努力を以て其の罰と爲すとも亦此の類たるを免かれざるべきなり

蓋し斯の如き懲罰は常に努力を嫌厭する習慣を洗除する效なきのみならず反りて之が爲めに定規ある努力を非難する所の彼輩の偏見をして益々鞏固ならしむへし今一例を擧て之を示さん我曾て一拘摸あり監獄を縦放せられし時に於て揚言して曰く吾れ常に以爲らく活業の爲に努力するは甚だ苦難のとなりて而して今吾れ之を経験して愈々益々吾か前日の信せる所をして確乎ならしめたりと是れ豈に現時の監獄法の短處にあらずや蓋し囚徒をして勤勉の習慣を得せしめんと欲せば努力を以て彼輩の刑杖と爲さんよりは寧ろ之を以て樂事と爲さしめんとを勉めざるへかす

人性に關して説明を爲したる有名なる記者輩は努力は素と苦難のものなりと雖も其れをして愉快なすしむへき所の方法あると主張せり其方法とは何をや即ち(第一)勤勞の習慣を得せしむると(第二)或る意志又は目的を以て勤勞と聯結せしむると是れなり

第一の方法は習慣と稱する夫の不可思議にして且つ驚くへき所の勢力に依て成立せり此法に従ふときは心思及び筋骨の動らさども當初に於ては苦難なりども規則正しく

屢之を反復するとを以て終には愉快となるのみならず却て之を爲さるに於て不快を感ずるに至るものなり其第二の方法は最も拔群の效驗あるものとす抑も人の筋骨を自在に働かしめ且つ之をして働かざるを愉快に爲さしむる者は或る目的の爲めに獎勵せらるるに由るなり全世界の遊手漂泊者にあらずる部分を以て自己及び家族の生計の爲めに勤勉せしむるものは實に此目的の存在するを以てなり夫の掠奪を事とし且つ漂泊する者の唯た一時の感動に任せて全國を遍歴するは全く一定の目的なきに由るなり且つ夫れ斯くの如く一定の生活よりは寧ろ漂泊を愛し制御を惡みて只管自由を欲する所の情欲及び惡癖の奴隸たる者は其胸裡に著實の感想を惹起し來るまては罪人たらざらんぞ欲するも決して能はざるなり

吾人の斷定する所に據れば監獄法に依て罪人を正直の人に化せんとせば天神よりして我か人間に賦與したる法度に背反せんよりは寧ろ之れに遵從するを以て確實に其目的を達し得へしと故に努力を懲罰として用ゐんとするの思念は總て之を擲却し去り其れをして之を嫌厭するか故に罪人となりし者の爲めに樂事となさしめざるへからず而して夫のマーク法は努力を以て囚徒の爲めに自由を恢復するの手段となすか故に此目的を達するを得へし然りと雖も此は只た在獄の時限だけ續くのみならん何ぞなれば其の已に自由を得たる後も尙能く勤勉を繼續すべきとを信すへき理由なければなり抑も吾人か要する所のもの

は囚人の心裡に於て終身永續すべき所の勤勉の意志を奮起せしむるにあり而して人誰か所得なくして空しく勤勞する者ありんや故に囚徒と雖も決して之れに空しく努力するを望むへかすを實に勤勞は其れか爲めに得る所のもの(金錢、名譽、權力)を愛する故か否とされは勤勞其物と愛する爲めにあらずされは之を勉むるものあらざるなり之れに由て囚徒をして世上一般の人物の如くに勤勉ならしめんと欲せば先づ之をして十分に不良なる事よりも正直なる業を勤むるに於て好き生涯を得べきのみならず正業は甚だ名譽あり且つ快樂なるものなりとのことを確知せしめざるへかす

雜 錄

○初犯囚は監獄中の別世界に置くへ

方今の如き雜居制の監獄に於ては犯罪の傳染は到底之れを防遏し能はざるへし此雜居制中監獄の効用を多かすしむるには先づ初犯囚をして再犯以上の囚人の轍を學はしめざるに若くものなるへし而して初犯囚をして再犯以上の囚人に觸れさらしむるにあらずれば此事得て望むへからず就ては監房は勿論役場なり食堂なり教誨室なり浴室なり恰も男囚と女囚と嚴劃するか如くに初犯囚と再犯

以上の囚人とを隔離し初犯囚を監獄の別世界に置くは極めて必要なるものと信す

○衣類の取換日並に洗濯日の規定を望む

監獄に依りては其府縣を異にし地を別にするか爲めに囚人の衣類に清潔不清潔の差あるを免れす是れ蓋し衣類取換日並に洗濯日の定め區々なるのみならず或は一定の定めなく唯た汚るゝに隨ひて取換ふる等の仕來りなるより自然緩漫に流れ衣類の不潔又は洗濯の不行届を來すものなきにあらずるか如し就ては衣類の取換へ、洗濯の日取り等は豫め規定を設け且つ其實行は或る一の擔當人を定め置き十分行届くやうありたきと、思考す暑中の如きは殊に此注意の必要を感ずるあり

○監獄署長監獄支署長の着服

監獄署長並に支署長の執務服は相當の威嚴を保つに足るの注意なかるへかす然るに或は綿の春廣を着し甚しきは袴袴織の者なきにあらずと聞く是等は決して一監獄の長たる威嚴を保つに足るの着服と云ふを得ず就ては監獄署長支署長執務中はフロックコート、又は黒若くは紺のモーニングコートを着する等其着服に相當の注意あらむべきを希望す

○監獄署及支署には官舎を要す

監獄に官舎の必要なるは喋々の辨を待たず現に縣會に於

ても其必要を認め官舎設置の建議まで爲したる向きあり
と聞く官舎の必要明かなるも斯の如く其設置の理由た
る一々舉示するを要せざる程のみとなれば今に監獄署監
獄支署に官舎の設けなき地方に於ては速に官舎設置の計
畫あらんことを希望す

○監獄作業中分業の注意

囚人中長期の者其長期の者の中にも殊に刑期五分の三を
経過したる者は分業を要する作業(一人にて製作品等の
都てを爲し能はず數人掛りにて各専門の分科ある業)に
就かしめさらむことを希望す蓋し分業は其一分科に熟す
るも亦あるも以て生業を營むに足らざるもの多ければな
り是れ此種の業は長期囚の作業には成るべく生業に就く
の便多きものを撰むの主旨に反す就ては分業の如きは出
來へき丈之れを避くるも至當の注意と思考す然れど
も若し作業上の都合より斯かる囚人を分業に就かしめさ
るを得ざる場合に於ては或る時限の交代を以て其業の全
部に習熟せしむるやうの注意亦肝要ならん

○小説類の書籍は看讀を禁すへし

監獄に依りては何上人一代記若くは何の某履歴等の名稱
にて其實は小説類の書籍の購讀を囚人に許す向なきに
あらずと聞く此事果して信ならずは此は蓋し仔細に検査せ
ざるの結果ならん就ては其名目は小説の如くならずざるも
小説類の嫌ひあるものは仔細に其中の記事に注意し苟
も小説類の跡あるに於ては其購讀を禁せられんことを

を要するに數罪俱發短期囚等の假出獄を續々上申するに
於ては全体に其の假出獄調査上の如何を評せらるゝと
勢ひの免かれざるとあらん歟是れ茲に特に注意を促
そ所以なり

○獄事に關する雜誌類は愈々益々多

からんことを望む

監獄のよどの世人に知られざるや久し今日に於けるも尚
は監獄の改良は徒らに囚人の衣食住をして結構なすしむ
るものなりと解する者なきにあらず是れ目下監獄改良上
の一大妨害たり而して此は皆世人の獄事を知らざるに坐
するのみ獄壁は社會より囚人を隔て得るか如くに社會の
注意をも遮斷するに足るとは實に仍ほ今日の有様なり此
監獄の境遇をして能く世人に熟知せしめんには如何なる
機關に依るべきかと云ふに雜誌若しくは新聞に如くもの
なるかへし就ては獄事に關する雜誌若しくは新聞は幾種に
及ぶも今日の場合少なきを憂ふべきも決して多しと爲す
へきにあらずざるなり然るに監獄學に關する雜誌又は監獄
教誨に關する雜誌の二種以上あるを喜ばずして一種と爲
すに如かずとの説を爲そ者なきにあらずと聞く此は甚た
謂れなきことと云ふへし吾人は此上斯かる雜誌の愈々益
々多からんことを望むのみならず獄事に關する日刊若く
は毎週新聞の社會に與らんことを願ふものなり僅々數種
の雜誌を以て多しと爲すか如きは實に怪訝に堪へざるな

希望す

○書籍の看讀に付ては個人的關係を省察するを要す

囚人中書籍を購讀せんとするものあるときは先づ該囚は
其書籍を解し得べきや否、之を讀むの必要ありや否等都
て其囚人の個人的關係に依りて許否を決するものと緊要
ならん就ては書籍購讀のみに付ては必ず十分に個人的
の關係を省察せんことを望む斯くあるときは前項の如き
弊も自ら一洗するを得べきなり

○數罪俱發短期囚等の假出獄

刑期短く且つ數罪俱發の爲めに其刑を受けたる者の如き
は刑の權衡上よりそるも行狀の確認上よりするも容易に
假出獄を許さるべきにあらず隨て此の如きものに對して
假出獄と上申し得べき場合は殆んど之れ無かるべき等な
り(特別の事由ありて特赦を上申するは固より格別なり)
然るに所に依りては此の如き者の假出獄を續々上申する
向なきにあらずと聞く此等は假出獄上申權濫用の嫌ひ
なきにあらずされば當局者は慎重の注意を以て望む
蓋し此の如き者を續々上申するも其筋に於ては精細の調
査を遂げざるものなれば認可すへかざるものは認可
せざる迄にして如何程上申するも事に害なきが如しと雖
も實際は否かす斯く短期囚を屢々上申するが如き向きに
於ては他に相當の刑期行狀の者ありて上申するも或は其
取調への疎漏するや否やを疑はるゝの不利なしとせず之

○府縣監獄醫及監獄教誨師の位置及俸給

看守を判任官待遇とせられたる今日に在りては府縣監獄
醫及監獄教誨師の位置現今の儘にては聊か穩かならざる
か如し抑々監獄醫、監獄教誨師と看守とは決して其班列
を同ふすべきものにあらず蓋し監獄醫の如きは醫務所長
ともなり監獄教誨師の如きは教務所長ともなりて各或る
一分課をも擔任する者なれば其責任隨て看守と同じから
ず其位置亦相當の地位を保つにあらずされは勢ひ其職分を
完ふし難きの虞なきにあらず就ては監獄醫、監獄教誨師
には相當の地位を與へられ且つ其月俸額は何圓以上何圓
以下とし現今の如き月俸五六圓の監獄醫、監獄教誨師は
其跡を絶たしめられんことを切望す

○敢て獄務概則の發布を促かす

今日の監獄則及監獄則施行細則のみにては府縣の施爲に
委する獄務の範圍稍々廣きに過ぎ隨て各地の獄務區々に
涉り其間實に著しき差あるものと目下掩ふべからざ
る事實なりとす其筋に於ても此事實は疾くに認められ即
ち獄務概則なるものを領ちて此弊を一洗せらるるの用意
早や既に整へりと聞くも茲に歳あり然るに未だ其發布
を見ず斯く時日を要するは綿密周到の審査を遂げらるる
に由るものと爲すも今日に於て尙ほ其發布を見ざるは
苟かに吾人の遺憾とするとあらんなり依て敢て茲に其發布
を促す是れ蓋し今日の如き獄務の區々をして寸時も早く

稍々一定の標準を得せしめんとする吾人の熱望の吾人に督促するの急なるものあるに因る

給與工錢の利子

給與工錢の利子は其分配の困難なるか爲に概して工錢は無利子にて預金局に預けることとなり居れりとも雖も只計算上の爲めに利子を得たるへき工錢を無利子にて預け置くは策の得たるものにあらずば勿論とす、左りなかつ悉く一文半錢まで利子を付するに於ては到底適當に割與し能はざるおとなれば其分配の困難を避くるか爲め或る囚人の給與工錢にして五圓若しくは十圓と輕りたるおとな其囚人に論じて出獄まで該工錢は一切使用せざるおとな約して之を預入し右金圓に對しては利子を附する杯の工夫はつくまじきや敢て當局者の一考を煩はす

假出獄上申の時期

聞く所に依れば假出獄を上申するの時期は各地區々なるか如し或は刑期四分の三の一二ヶ月前若しくは半年も前から上申するか如き向きあれば或は殘刑期僅かに一二ヶ月に迫りて上申する等の向きありと斯く刑期四分の三に未だ容易に到らざるに先立ちて假出獄を上申せるの不可なるは勿論刑期四分の三を餘りなく経過したる後に上申するも決して當を得たるものにあらずべし斯く刑期四分の三を経過したる上尙ほ特に某年月行狀勘査を要するが如きものを出獄せしめんとて上申するは蓋し變例たり故に尋常の場合に刑期四分の三経過の期を以て上申するを

第六 刑法原理算則論綱(全二冊) 明治十五年十月出版

本書は英國の碩儒ハーバート、スヘンサー氏の原著にして山口松五郎氏の譯述に係る、僅々百十八頁の小冊子なりと雖も亦以てスヘンサー氏の監獄に對する意見の如何を窺ふに足る譯文も大体に於ては明瞭の方なり然れども十五年頃の譯書なるを以て譯字の隠かなとざる所往々之れあるは是非もなし殊に彼の英國の摸範獄たるペンントンビルを人名に譯したるが如きは人をして抱腹に堪えざらしむ頗る愛嬌あるおと云ふへし而して本書の特効は首にも愛爾蘭法を詳説論明したるにあるか如し且つ刑期を判定するは全く推測に基くものなりと斷言して今日行はるる所の刑期の定め方を非難したる刑法論の如きは大いに監獄學者の參考とするに足るものあるへし兎に角く本書の如き小冊子にして本書の如き大價值あるものは多く見ざる所なり

第五 泰西監獄問答錄(承前)

又白耳義監獄房内揭示規則中道徳の諭言訓告書を揭示して平生囚徒の眼目に觸れしむるか如き(此諭言訓告書は其種類九百六十枚ありて毎日新たる諭言訓告書を掲げ換ゆるものとす)、佛國に於て女監内別に一區を設け娼妓

適當とすへし(勘査内規には其期に迫らざる以前とあれども)何となれば假出獄は刑期四分の三中行狀善く改悛の實顯れたる者に許さるゝを正則とすへければなり又必ず賞表五個を有するにあらずれば假出獄を上申するおとなを得ずと心得る向きなきにあらずと聞く是れ其た謂れなきこととす賞表は假出獄を上申するの標據とはなれども其個數にのみ依りて認可不認可あるべきの等なし要するに假出獄の認否は行狀刑期罪質、入監前の關係、出監後の關係等に由りて決せらるへきものなれば賞表の如きは三個若しくは四個にても可なるべし
因に云ふ刑期四分の三に當る日を以て刑期四分の三経過と記載する向往々之れありと此等は些細のおとなれども刑期四分の三の期日の翌日にあらずれば経過とは云ふへかたされは注意ありたきものなり

製品の代價

監獄の製品販賣代價は十中八九まで工錢と素品代とにて算出するものなれば其品物の出来不出来に依りて直段を異にせず上出来のものも不出来のものも素品代と工錢が同じければ同じ價なりと云ふ經濟上の原則に背くにも亦程ありと云ふへし就ては監獄製品販賣代價の定め方には將來十分の注意あらんおとなと當局者に望むや切なり

批評

の犯罪者を置くか如き、白耳義の監獄巡閱制度中、庶務、巡閱、會計、巡閱、建築、巡閱の巡閱官三種を置くか如き、佛國に於て看守の數は監獄毎に建築の模様等に依りて之を定むるか如き、白耳義に於て監獄内の作業は左の性質あるを要するか如き、

- 一 一人細工にして他人の補助を要せざるおとな
 - 二 傳習するに年月を要せず且爲し易き工業なるおとな
 - 三 健康に害なき作業なるおとな
 - 四 製作するに成るへく器械に依らず主として筋骨を使ひ腦力を用ふへき工業なるおとな
 - 五 利益金を生ずへき業なるおとな
 - 六 放免後自立生活し其妻子を養ふに足るへき業なるおとな
 - 七 農には注意して成るへく他の工商の職業を興へざるおとな
- どもに大いに參考と爲すの價值あるものと思ふ(未完)

番外(一) 監獄教誨師會同議事提要(全一冊非賣品)

明治廿五年五月大日本監獄教誨師通信所出版
本書は去る七月十七日より二十三日に至る間東京に於て一廳十九縣の三十六名の監獄教誨師議氏會同結果の一た

る議事録なり此會同は監獄教誨師ありてより以來未曾有の盛舉にして又此議事録の如くに整頓したる監獄教誨師の意見書は未だ曾て見ざる所なり會同諸君は勿論監獄教誨全般に對し其利益蓋し尠小にあらずるへし本會の成立に付き發起者の一人多田賢順氏(東京市谷監獄支署)は曰く「最初我々の考にては大凡發起者を除き二十名位の出席者ならんと豫想せしに意外にも此盛會を見るに至りたるは實に我々の後來否な寧ろ監獄改良の好氣運に向ひたるを賀せずんばあらず」と實に此盛會ありしは此言の如く氣運の然らしむる所なりしやも知れず今議事録中の事項に付き「二、安評を試みんに一議員發起者に問ふて曰く「問題の宗教的である中には耶穌教も這入り居るか如何」答へに曰く「發題者は佛法を指して宗教と認めたるあり」ど之を以て推をときは此議事録中宗教とあるは佛教に限られたるか如し宗教の二文字を以て佛教のみと限りしは如何のものなるや何故に佛教に限るものなりせば初めより佛教と明記せられざりしや而して吾人の杞憂は將來は佛教のみと限りては會同の區域を狭ふと隨て十分なる監獄教誨上の研究を遂げ其實益を收むるの妨げとなるまどなきにあちさるやにあるなり

議題中「笑話を爲すの可否」に對し笑話は可なりと爲す向き少なかつ中には「余は八年間の經驗を以て考ふるに隨分夏時杯は勞働の後教誨するに際しては大に安樂を感ずると共に自然眠り氣を生ずる等の事あれば此際不都合なき笑話を用ふるまどは少しも差支なからん」杯云ひて笑話を可とする方ありしには實に一驚を喫したり而かも八年間の經驗にて笑話を可とするまど云ふが如きに至りては何の辞を以て之を評すへしか蓋し笑話と云ふ以上は笑ふまどを目的とするに外ならざるへし笑ふまどを目的とするの教誨は之れあるべきの謂れあし、決を採るに至りて否とするもの多數なりしは當然と云ふの外なし、在監人の行爲視察方の問題に付き伊丹來氏(岩手)の言に「本員は若手縣なるが監獄の塙杯が堅牢なる爲め密行視察を爲し難し何となれば鉄門の開閉に大なる響きを爲より監門開閉の響きにて彼等は其巡視なるを知り一層靜肅となる故彼等の真相を知る能はず嘗て鉄門を出でたる真似して靴を脱し靜に便所の側に至り彼等の動作を窺ひしに果して彼等は人監前に爲せし云ふに忍びざる談話を爲せし而かも平素監獄官の改心者と認定する所の者なり其後監獄官より彼を賞譽せんとするの相談ありしに依り余は當

時の手帳を手帳に控へあるに依り其不可なるを陳述せしも遂に聴き入れられざりしは大に遺憾とする所なりしが兎に角是等の事實は殆んど意外なりしと思ふ」と述べられたるか如きは實に囚人の真相を穿ち得たる有益の言にして當局者の參考と爲すべき價値ありと信す其他教誨師諸君の言中食事の際巡視のまどに付き同囚間にて席を譲り若くは食を譲る等のおどあり之れに依りて彼等の關係を知り得べく又彼等は已が親愛する者の隣席を占むる様なれば此の如き點より囚人との關係を見るは最も好機會なりと云ひ、書物のおどに付き監獄官の認めて善き者と爲す其者を能く視察すれば彼れ書物を見る何時も同じ所のみにして或は圖杯のある書物なれば其圖を見て娛樂に供せり(監獄官は或は是等を認めて書を好む者となすことなきにあちさるへし)又房内に於ては囚人と囚人との間に傳信と稱ふるものを發見したるまどあり等の言は雖かに教誨師諸君の注意にして實況を穿ち得たるの言と云ふべし、藤吉智教氏(宮城集治監)の言に「先達て極寒の際囚人中彼等の夜具は連も寒を凌ぎ難しとて典獄に其次第を上申したるに付き私は果して寒に堪え難きや否やを試みん爲め一夜因徒と共其夜具を以て試みしに

全く堪えられざる程に、あらず之れに依りて其囚徒に教誨せしに其後は何事もなき有様となりたり」と監獄教誨師たる者は常に此心掛けありたきまどなり又囚情を知るの件に付き三浦覺證氏(千葉)の「囚情を知るは放免者に付て知るを便とす本員は改悛の情ありと認むる十四五名の放免者に就て取調べ大に益を得たるまどあり」と云はれたるが如きは囚情を知るの一大良法と云ふも不可なかるへし然るに富士原大岳氏(千葉)は曰く「我監獄は目下八百有餘の囚徒あり工場は十一なるか各室毎に行狀取調べの爲に巡廻す而して巡廻の際には必ず看守の行狀録に付き取調べを遵守し居るや否や看守に關する言行同囚に對する言行等を取調べ云々」と云はれたり斯く看守の手帳に依りて囚人の行狀を取調べるは教誨師の本分に對し愧する所なきを得ざるか吾人は教誨師の視察は看守の視察に基くか如きまどなかつんまどを望むものなり又此會同に於ける小河滋次郎君の一席の演説は大いに監獄教誨師諸君を警醒するに足るものありし今聊か其演説に付き安評を試みんに監獄教誨の難きを評して「此事業を指して監獄學者は石田に收獲を期するものなりと云ひます」どの一言の如きは實に教誨事業の困難なるを言ひ

養して餘蘊なしと云ふべし「獨り教誨のみどのみなふす監獄の事業は都て皆割の悪さあとはかりてあると云ふとは我々凡俗の常に嘆息する所である」信に然り我輩凡俗亦其感を同ふす「之を要するに監獄事業の如きは殊に最も彼の名利を離れ天職を重んずる宗教家其人の任すべきものである泰西諸國に於て宗教家か此改良事業に率先盡力したるは誠に當然のみとであると私は考へます然るに我邦に於ける宗教家の監獄事業に對する冷熱果して如何名僧智識を以て厚く世に信仰せらるる所の老徳にして監獄事業に熱心盡力せられたる所の者果して幾何かある之れを思へば我邦の宗教家か監獄に對して冷淡なる事實は諸君自らも亦認めらるる所てありませうと私は信します我邦に於ける監獄の改良は今日までの所にては宗教家の力を假りたる事は實に僅少てす否な殆んど絶無と云ふへき程である」どの一段の如きは實に宗教家頂門の一鍼たり監獄改良に宗教家の盡力絶無なりと絶叫せらるるに至りては宗教家の一大耻辱にあらすや宗教家たる者豈に奮發せる所なくして可ならんや此耻辱は必ず今後の實効を以て之を雪かざるを得ざるへきことと信す又「高等官と判任官と云ふ如き世間的人爵を以て輕重し得ら

るへき等のものでなく教誨師を以て判任官待遇と定められたるは監獄官の格式上已むを得ざるに出でたるものとにして之を以て教誨師の職位を定められたるのではあるまいと私は信します兎に角高等官とか判任官とか斯んな世俗的のものを彼是れ云はるゝは教誨師の本分に對して大に耻つへきとてある」實に然り判任待遇となりしを喜ぶか如きに至りては誠に耻つへきの限りならずや又「立派なる僧侶の肩書を持って居る方て洋服を着けて教誨せらるゝと云ふか如きとは如何にも其の佛身の壯嚴を汚す」と云ふか如きは極めて同感なり「終りに教誨堂の壯嚴を保つよと務めらるゝよとも亦必要である教誨堂を以て擊劔道具や素品製品杯の置場に充つるか如きは甚だ不体我且つ不都合の次第と申さなければなりません教誨堂の神聖を保つと云ふよとは實に諸師の責任である此責任を以て諸師は飽くまで其不都合なるよとを當局者へ訴へられんよとを希望致します」どの一節は此演說中最も必要有益の注意にして監獄教誨の効用を擧ぐる將來の一大原因ともなりなん之を要するに小河君の此一場の演說は君が年來抱く所の監獄教誨師に對する意見の全豹の一斑に過ぎざるへきも監獄教誨上の爲に其實益を興ふると必ず

君の豫想外にあるへきを信するなり

君の豫想外にあるへきを信するなり
 議題中「書信の檢閲を教誨師に於て爲すの可否」に付き西光主計氏(東京市谷)の言に「此事は訓令上規定せられんよとを希望す書信の中に階書中に草書と交へ階草共に讀下せば少しも差支へなき如くして其實際は草書にて彼の意を通ずるよとありと嘗て聞きしよとありしか或る時他より入監中の者へ信書到來し之れを見るに改心して熱心に勉強せんことを望むと書いてあれば此機に乗して充分に教誨し與れよと典獄より申來りしに付き前の秘密を思ひ出し其文書に就きて縦横十文字に反復讀過せしに果せる哉ハスカイに何處に仕事あり出監の上は尋ね來れとの意味を書きありたり此の如きことありなかつ典獄の氣附かざるよとのあれば教誨師の檢閲は飽くまで望ますんはならず」云々の如きは一例に過ぎざるも亦た以て信書は監獄教誨師に於て檢査するの必要あるを知るに足らん又「教誨師は在監人の書籍を購求せんとする者あるときは之れに干渉するの得失」どの問題は好議題なりしを以て當局者の參考となるへき言隨て尠ならず「目に一丁字無き者にして書物の購求を請ふ者あり又書物には放免の際他人に與ふるの弊あり又書物の末に種々の廣告あるを

以て従つて色々望むもの多し」等の言是れなり中に就き目に一丁字無き者には固より許すへきにあらす又廣告の如きは剝き取りて見せしめざるを要すへし兎に角書籍購求のよとは十分監獄教誨師の注意を要する事柄なるを信するなり又「教誨師一人に付き囚人員數の割合凡そ幾百人とするときは教誨の目的を達し得るものとするや」との議題の如きは難問は難問たるに相違なきも多數の監獄教誨師會同の席に於ては此の如き難問題こそ之を決すへの好機會にして斯かる重要且つ必要なる問題に對する意見を定めされは態々會同を企てたる益もなき程の大問題なりしにも拘らず十分に各員實際上的意見を盡されたりとも見へす又何たる議決もあらざりしは實に失望千萬遺憾至極と云ふへし蓋し本問題の如きは今日の監獄教誨の有効無効を決する基礎となるべきものなれば他の問題は寧ろ第二に措くも此の問題に付ては監獄教誨師諸君多年經驗の意見を提出し十分實際に適當なる方法を講究企圖せらるへき筈なりしに三十有餘名の會同者ありなかつ空しく此問題を高閣に束ねしは吾人教誨師諸君の不信切を責めざるを得ざるなり將來斯かる會同ありしときは此の如き重要問題は之れか爲に一日二日の日子を長うす

るも務めて十分の議決あつたことを望み蓋し難問題なり
として常に疎外するときは其難問題の決する時なく隨て幾
回の會同も枝葉を議するに止まり根底を定むるを得ざる
へし實効を以て務めとする教誨師諸君の會同にして難問
題なるか爲に議すへかすす爲すか如きことは最も似合
しからざるべし、思考するなり

又此會同に於ける小原重哉君の演説中には教誨に關する
金言實に少なかりしか中にも「教誨を聽きて感覺し
改悔の情を顯したる囚徒ありと認めたる時は是等のみを
別席にして教導を與へ之をして他囚に其教を馴致し即ち
次第に押し移すもの兵書に所謂一を撃て二を得るの計を
爲せ」との如きは實に教誨師諸君の秘計とするに足る
又島地哩雷師の演説中に「教誨師は表面に慈愛を表象せ
る地獄菩薩位にて監獄官は裏面に慈愛を含蓄する不動妙
王を現象するものなり」との評語は好斷案と云ふへし

(未完)

番外(二) 監獄教誨學提要草案(全一冊非賣品)

明治二十五年五月出版

本書は兵庫縣藤岡了空氏の著百二頁の一冊子にして同氏
が曾て囚人に教誨せられたる事柄を纂録し獄事熱心家の

意見を徴せられたるものに係る、本書の題名並に緒言に
も「監獄教誨學とも云ふへき一科専門の學」云々と述へ
られたり是れ吾人か監獄教誨學なる新熟字を見たるの嚆
矢とす、本書云ふ所悉く服すへき言のみにあらずと雖も
其監獄教誨のあとに熱心なるは紙自上ら溢るゝものあり
、新入教誨の事に付き「再犯以上の者は最早何事も手順
に馴れて毫も耻辱の情あることなく甚たしきは官吏に向
ひて今度の刑は六ヶ月とは餘程高價であります杯と申す
者さへある程なれば教誨を聞いて左程感情を惹き起さ
るは勿論なるを知らるゝでせう斯かる没人情の者と同時
する時は彼の初犯にして新に入監し獄衣を着くると同時
に両眼に涙を浴べ滿面紅葉を散らす者までが偕々獄中に
入れば斯くはかり大膽に構ふべきものか杯思ひませう斯
く思ひ染めたる一念を最後に惡事を働くことゝなるは
必然です」との實況談の如きは如何にも困るゝと云ふ
べし又法服のあとに付き「縋縋の洋服と法衣を着したる
物貴ひか門より入來る時は之れを斷ばるに其言を用ふる
あと法服の者の方に重さを加ふるは日本從來の習慣にし
て如何に道德腐敗の今日と雖も未だ消やうさるなり依り
て同じ教誨師か籠服を着するも法服の方は我れに徳義と

教ふると思ふ觀念を生せしむるに近く洋服の方は何署の
小使なごん何の郵便局の配達人に似たり杯嘲笑の念を生
せん」とは好警喻と云ふへし又囚情視察の必要を説きて
「囚情視察の必要とは教誨に關する囚情一般を視察し置
くことです若し此視察をしませぬ時は恰も敵軍の地勢を
知らずして進軍するが如く到底其勝利を得ることは覺束
ないでせ」とは名言なり又「財産に關せざる罪質の者は幾
分か強盜盜の部類にあらざるを氣高く思ふの風ありて之
れが爲に却て改惡歸善の本心に基くへき情薄き者なしと
も申されませぬ、此の如き者は前刑の罪質は財産に對す
る罪にあらざりしも後刑には多く盜賊、故賣、詐欺、窃
盜の罪となるものです、是れは實に前刑の罪質財産に對
せざるよりして改惡歸善の心情を深くせざるより惡の習
慣に制せられて斯くはなりしものと思はれます」との如
きは實に難居監獄の眞弊害を穿ち得たりと云ふへし本書
中目立ちて見ゆるは何々學何々學との熟字多きは是れなり
即ち道德學、修身學、宗教學と列へ掲けたるか如きこと
少なからず、おまつさへ、實業學、心性感化學杯の新熟
字あるは一奇と云ふへし

番外(三) 教誨叢書(第六輯)

明治二十五年七月十八日北海道同情會發兌
本書は「同情」の變体にして第五輯より此形ちを爲せり本
輯は記載の事柄層一層精撰、前輯に比し著しき進歩を見
る、就中「罪ある心を醫する」と如何」と題する一篇の如
きは頗る價值あるを覺ふ該篇中禽獸魚介の微も雖も悉く
其天職を全ふす天職を全ふするの要素は勤勞なりとは有
益の言と云ふへし又勤勞は道德なりとの斷言の如きは細
かに穿鑿せば批難ある言なるも固よりなれども讀み去
りて一種の妙味を覺へたり又「改心の原動力」なる一篇は
實に親切の言なり但し經濟欄に掲けたる「資本」の如きは
在監人に讀ましむるには頗る堅苦しく殆んど法律學校の
講義録を讀むの感わらしめたり又監房揭示文意解欄の
「和順」の如きは揭示文の意解とせんよりは寧ろ勸話と爲
すの適當なるに若かざるへし其他格言、諺草、いろは道
歌皆有益なごさるはなし然れども本書に就き強ひて吾人
の希望を述べよ(或る有力なる同書編輯者の一人の注文
の如く)とあつば吾人は本書は在監人殊に囚人の購讀を
目的とするものとあつたれば書中掛なからざる四号活字は
之れを五号に改め又繪画の如きは極めて必要なるもの
みと爲し以て印刷彫刻の費用幾分を減するを可とすへし

斯く爲すときは本誌の眞價眞効用は毫も傷つくるおどなくして本書の代價は一層低廉なるを得へしと答へんのみ

寄書

○総囚的教誨

空知 留岡 幸助

貴會雜誌第四十九號に今日の如き日曜日及祭日の大教誨は全廢あふんおどを、と望まれたりしか、余輩か総囚的教誨に對して懷抱する意見は大に記者と其趣を異にするものなり、記者足下か全廢を望まるゝ、大教誨は最も必要と認知するものなり、記者足下は總囚的大教誨は勞多くして効少きは既に定論なりと迄論せられしか斯く論断せらるゝ人々は實際身を以て此衝に當り實驗上より之を断言せらるゝもの乎、將又外觀上より斯くあふんと思像推理して断言せらるゝもの乎、吾人は其邊も確に承知致度次第なり、成程個人的教誨の必要なるは論する迄もなきことなれども記者足下の言の如く教誨は個人的に出てされは其効果を受むるおど能はざるへしとの断言に至ては吾人身を實際的の罪心感化に投するものにて於ては容易に首肯し能はざるなり、固より教誨師其ものか總囚的大教誨の前に於て準備するおどもなく且又其教誨室を己か戰場とも心得ず數百數千の囚徒を眼前にをさながら、人の

燒直し説教や出放題を演述するに至ては有害無効と云ふ言ふへけれ、苟も熱心に其準備に力を致し今日おそは吾れ罪人と戦はん吾れ能く彼を感化誘導せんと恰も勇みきつたる大丈夫か戰場に臨むか如き意氣込あふは争てか總囚的教誨を無効と言はん、有害と唱ふへき、吾人は監獄教誨中總囚的教誨を以て尤も有効のものなりと思ふ、吾人か此説をなす苟も一日の故にあふざるなり、記者足下は總囚的教誨を唱へて有害なりと云はるゝか成程神聖なる教誨室を情夫情婦の待合場の如く、若くは犯罪を通報する會合所の如くならずして至ては有害なりと言はんも敢て悪言にあふすと雖も、むけに總囚的教誨を有害なりと言へるに至ては總囚的教誨其れ自らは大に迷惑なきにあふす、吾人か前陳したるか如き害悪果して神聖なる教誨室に侵入したりと云するも是れ大教誨の罪にあらず戒護者其れ自づか戒護を怠る罪に歸せざる可らず、吾人か切に考ふる所は今日の如く吾國監獄に罪囚の多きにも拘らそ教誨師たるものは二百の數にも充たす、到へ監房の構造は經費の都合によりて改築されざるに於ては愈ゝ以て有力なる總囚教誨の必要を感するなり、其理如何となれば少數の教誨師にして數百數千の囚徒を個人的に見舞ひ個人的に教誨せんか、吾人か感想は一日煖めて十日冷すの憾なき能はず、到底一人や二人の教誨師にして數百數千の罪囚に恰も恩雨か万頃の田圃を普濕する如く爲そ能はざるは明かなり、抑ゝ個人的教誨と罷役後隨房教誨及個

々に呼出す面語的教誨を云ふなり、隨房教誨や僅に一二時間のみ、個々に呼出して教誨するも一日數人のみ、以是考ふるときは吾人か經驗は左の言をなすに躊躇せざるなり、監内燈光は嘘として獄窓を輝すに不充分なり、一房十人若くは十五人の雜居の囚に短簡の感話を與へん乎個々人々に適中するおど思はれず、假令適中するにもせよ罷役後の教誨は一二時間を餘さゝれば多くとも三四房の教誨に過ぎざる可し、此の短時間を以て満足なる教誨を多囚に與へんとするは求めて爲し得ざるものと謂はざる可らそ、又一人つゝを呼出して教誨せんか是又少數の教誨師に多數の罪囚なれば普及の點に付ては遺憾少からず一步を譲りて吾國少數の監獄に個人的教誨普く行はるゝとするも是れ格外のみとなり全國の監獄を通して爲し能はざるや明かなりと謂ふへし以是考ふるときは總囚的教誨の忽にす可ふざるや言を待たす、吾人の見る所果して誤りなからん乎、然らば即ち總囚的教誨と個人的教誨は之を大工の技術に比ふれば材木を種々の器具に造るに方り初に新及荒鉋をかくる如く、總囚的教誨は罪囚の心意を荒落しする新及荒鉋の如く、個人的教誨はしらげ鉋をかくる如し互に相待つて行はる可きものなり、此を鳥の兩翼車の兩輪に比するも其適中するを見るなり、吾人か常に考ふる所のものか教誨室は恰も或種類の病人に於る靈泉場たふざる可らず、農園の植物に對する沛然たる恩雨の如くあふしめざる可らず、教誨室は罪囚の食

堂なり、茲に來多ざるものは心意自ら憔悴枯稿せざる可ふそ、成程個人的に教誨すると總囚的に教誨するとは自其趣異なるは論を待すと雖、等しく罪囚心意に觸結せる邪想曲念を一掃するに於ては與つて孰れも力あるものなり、雜居房中一週の間舊慣惡風によりて汚泥したる心意も神聖なる教誨室に雲合霧集するに於ては靈泉に浴し良風に拂はるゝの感あふしめざる可ふす、嗚呼教誨師か罪囚の精神上に擔ふ責任重且つ大と謂はざる可ふす、然るを記者足下は論結して曰く免役日又は日曜日に於る今日の大教誨は殆んど儀式的にして其結果無効なふされは有害を免かれされは今日の如き大教誨は全廢せんおどとを望むと一驚を喫したる言なり、假令今日の教誨師か講壇に立て教誨する説教や儀式的に流れ燒直し主義に冷淡するものあるにもせよ是れ總囚的大教誨の罪にあらず、教誨師其人の罪と謂はざる可らず、以是吾人は記者足下か今日の如き大教誨は全廢あふんおどを望むと言はすして寧ろ今日の如き説教は改められんおどを望むと警戒せられんおどを望むものなり、教誨師諸氏に望む所あり、吾人か總囚的教誨に對する卑見は前陳の如くなるが協會記者か總囚的大教誨は無効有害なりと極論する、所以の理を考察するときは強ち協會記者か過言なりと思はれず、必竟する所斯かる議論をして協會記者の口より唱導せしむるに至しめたる其原因は吾等教誨師たるものが無勢無力御儀式的教誨をなす

の多きに職由せずんばある可らず、斯かる事實眞にありとせん乎神聖なる教誨堂は乱離極りたる一つの寄席と異ならずるなり、吾人は吾か神聖なる教誨堂をして寄席臭味を帯はしむるを好まず、苟も吾人教誨師たるものか講壇に登るや其眼中可憐の罪囚あるのみ、而して彼等の縛惡得て制し能はざる邪思乱想をして善意良念に歸化せしめ滿腔の熱血を濺き口内り腕動かざるに至りて止むの決心なからざる可らず、斯かる有様を以て吾人か確信する眞理を講説せば争てか悪念を以て其の方向を轉せしめざるべき、必竟吾人か今日協會記者をして此の言わらしめたるも吾人か教誨を忽にせし結果と謂はざる可らず、以是儀式的教誨冷淡的教誨を爲すものは宜しく協會記者の言を頂門の一針として可なり、雖然吾人は頂門の一針たるか故に總囚的教誨は無効なり、有害なり、と云ふに至ては容易に首肯し能はざるなり、苟も職に教誨にある人は至誠と熱心に滿ちたる教誨を以て頑強得て化し難き罪囚を正直善意の良民に矯正せられんばと吾人は切望して止まざるなり

通信

○原胤昭君の書翰と米國醫學博士シ

ジョン、シー、ペルリー氏の演説
在鋼路原胤昭君より左の書翰を添へペルリー氏の演説を

民を改良進歩せしむるために働くは人間の最も貴き職分にして又未だ基督教の開けざる國に於ける牢獄の有様と既に基督教の開けたる國に於ける牢獄の有様とは大いなる差違あり、支那にては罪人は首結を以て傍に捨て置くを以て罰し英吉利及亞米利加にては自由を奪ふを以て懲罰とす、支那は刑罰に由りて罪人を改過せしめんとし西洋にては寧ろ人の道徳性及ひ其品格に訴へて改良せんとを望みます支那にては牢獄を以て罪人を罰する處に用ひ亞米利加にては社會を保護する爲に用ふ故に其目的と其有様全く別物であります、されども今日より百年前迄は支那及び他の東洋諸國に於て今日行ふ處の仕方か尙ほ歐羅巴及び亞米利加に用ひられませんでした其仕方由れば牢獄は苦しみのある場所である筈と定め而して恐怖の念即ち法の性質の中にて最も卑ひ弱き恐れと云ふあどを以て人々を懲へ又改良せんとするの説でありましたか其結果は甚だ凶暴に由りて凶暴を増し猛惡によりて狂惡を加へ終に人殺し泥坊及び色々の罪人か多く盛に起りました、今日にては是れよりも一層善き仕方を發明しました英吉利の人にシヨウハワルドと云ふ有名な慈善家か大凡百年前監獄改良を企て初めしより他政事家及び慈善家も此の事の爲に力を盡す様になりて今日ては罪人は道徳上の病人と見做し監獄は之を治療する病院にて其改良の爲には適當なる教場となりました此の目的を達するには罪人に厚く深切を加へ厳しく又殊に愛を交ふ

寄せられたれば茲に掲げて讀者諸君の一覽に供し併せて同君の厚意を謹謝す 佐野尙白

先日は罷出御妨げ仕候其節拜見仕候ペルリー氏の日本囚獄報告書は小生も豫て同氏より一本を貰ひて閣下致し候事も有之誠に吾國監獄改良論の嚆矢と云ふべく斯道の歴史上には特筆大書すべきものと存候該書の義に付ては去る二十一年二月小生か鋼路へ轉任の際京、坂、神、知友の催し呉れ候送別會の席上同氏の演説中にも自分言はれ居候につき御參觀の爲め當時の新誌より抄出し入高覽申候又同氏の寫眞御望につき差出申候尙ほ生は氏の傳を求め現今斯道に志する諸君へ氏を紹介せんと相求め置候間幸に手に入り候は、入高覽可申候

廿五年八月一日 鋼路 原胤昭

佐野 尙君貴下
紳士諸君、我等今日原君か政府の命に依り一大重要なる事業を北海道に於て成さんと出せらるゝを遂らんか爲に茲に集りました、原君か任地にて執する、事業は既に是迄當地に於て經驗せられたる事業あれば原君に取りては決して新しき事業にはあらず故に我等は彼の地に於て原君か能く此の働きを成し遂げらるゝであらふと深く信じて抄しも疑はざる處であります、而して若し原君の身体か長く健康ならば後日北海道の人民を文明に進め又大なる幸福に導きたる一つの大原因となるへし我等入

るあどか最も功力ある手術であります、其結果は罪惡を滅したる而已ならず大に罪人の數を減らし又是迄監獄は罪人を養成する學校の様なりしか一轉して大に罪人を防ぐ様になりました而して私は西洋にて行はれたる法か今又此の日本にも行はるゝと、なすしを誠に喜はしく存します回顧すれば今より十三年前日本の監獄を巡見して、私か其有様を大久保内務卿に報告したるときは神戸及び兵庫にては監獄を我が居室の様に思ひ出たり這入りたりする罪人か無慮二百人程もあるあどを見聞しました、併し其後罪人の種類によりて正しく區分をなし其罪人に適當なる役務を取らせ而して慈善と道徳を以て取扱ひたるより漸々其有様を一變したりと聞きました然れば神戸にては西洋と同じく古き方法は益なくして新法か満足と興ふる様に見へます此の新しき方法とは如何なる者であるか此の場には監獄改良に熱心なる諸君か集まられたるにより多辨に及ばず簡約に申せば
第一 人の自由と或る權利を奪ふことによりて人を壓へ又懲らしむる様に致し而して其自由と權利の眞價を充分に覺らしむるあど
第二 社會を保護すること
第三 罪人を改悔せしめて法律に従ふ人民となすあど素より罪人を罰することは政府のなすべき事なれども社會を保護し罪人を悔改せしむることは尙更に肝要なる義務であります此の罪人を悔改せしむるに最も功力あるも

の道徳上の力でありまして其の之れに感せぬ罪人は滅多にはありませぬ

今原君は上帝の聖言と其の聖靈の祐助によりて罪人を改悔せしめ人々に天賦の職分を守らしめんか爲め今や北海道に轉任せられたる、此の須要なる事業に對して日本真正の文明を進めんと望む者は共に同情の感を以て原君の成功を祈るべき筈でありまして是の大事業のために原君は這回政府の大いなる助けを受けざるゝ様になりしを喜びます又自今原君の例に倣ふて此の貴き働きに従事せんとする人の他に續々起らんことを望みます、

今別れに臨み原君が船中恙なく任地に著し天祐に賴りて良結果を顯はされんことを冀ひます又我々の愛心と祈禱は常に君と共にあらんことを記憶し玉へ

○神奈川縣看守教習所に於ける佐野尙氏講話筆記

今日は本年六月の出版に係る佛國監獄協會雜誌の中に北海道監獄事情と題して我國の北海道諸監獄の事を掲載したるを譯して御話し申すへし倍我國の事情の外國へ通せざるは常に嘆息に堪へざるどころなるが就中監獄の事情の如き重大なる事柄の通せぬと云ふは實に遺憾千萬の事と云ふへし以下雜誌の全文を譯して諸君の御參考に供せん

日本政府は北海道中殖民に適當の地を開拓し及び其道路を築造する事業に徒刑囚を利用し其方法巧かりし故好結

果を得たり其重なる監獄はサブパロ(札幌なるへし)樺戸、サラチ(空知なるへし)の三監獄にして茲はサブパロ監獄の有様を述べんに此監獄に在る囚徒は二千人以上にして其四分の三はパロナイ(幌内なるへし)の礦山に使役し他の四分の一は農業或は監内の役に就かしむ此監にては已むを得ざる必要品の外は監外より買ひ入れず総て監内に於て調製す故に監獄内には煉鉄所、煉瓦製造所、靴、帽子、衣服等の如き各製造所を設けたり

日本諸監獄の規律を他邦のものに比するときは稍や寛なりとす囚人の過半は好天氣にのみ就業し雨天には休後す又監房は木造にして一房に四囚を幽閉し食物は充分なり然れども時々食料を變化せしむるのみと云ふ又輕犯囚(獄則違犯の輕きもの)を云ふならんは分房(屏禁室を云ふならん)に於て罰し重犯囚(獄則違犯の重きもの)は暗獄(暗室のみとならん)に於て罰すと雖も其日數は八日を超過せしめず

監獄の警備稍や寛なるは逃走豫防策を試験せんか爲めなりといふされは監門も甚だ堅固ならず僅數の鉄格子を以て之を造り殆んど錠なきに齊し周圍の柵の如きも其頂上に鐵釘を樹立したる一重の板柵のみなりと雖も逃走する者甚だ稀なり又看守人員の多數にして其の數殆んど四百、囚人五名若くは六名に對して看守一人の割合に當れり其囚人の服色は一目して囚人たるを見易からしめんか爲め淡赤色とし又頭髮は一週一二回清淨に剃削して頭頂

には諸種の形を存す皮膚は日光に曝され暗褐色となり居るを以て直に其囚人なることを知るの便利となるなり斯くの如きとは烙鉄の標記(烙鉄の標記とは如何なる事か詳かならず蓋し我國牢屋時代に行はれたる入墨の類なるべし)に換へたる最も仁慈にして最も巧みなる方法ならん尙は左に最も巧敏にして且つ好結果を得たるとあるの方法を陳べん

鐵山、田畑若くは監内に於て三ヶ年間品行方正に勤勉したる囚人は一個の臂章(賞表ならん)を受く此臂章は囚人最大なる利益を確保する方法なり何となれば此臂章を有する者は前述の如き諸種形の頭髮を存せしめず且つ其五個を有する者は假出獄を許されるはなり此假出獄法は歐洲に於て未だ施行せられざりし前より永く實行せざる(此假出獄法は歐洲にて未だ施行せざる國甚だ多きを以て斯く云へり)而して假出獄者は監視を受けなかり北海道に於て土地を與へられ其自由を保護せらるゝなり尙は其囚人たるの感覺を抱かしめざるか爲め他の小殖民地に之を送達す就中クワヘツ(詳ならず)に在ては常人の職工と齊く之を取扱ひ且つ諸人も之を自由人として容るゝの有餘ありといふ

北海道囚人取扱方を畧評するときは監獄は土地開拓の爲め少額の費用を以て職工を利用するものにして此方法は理論上にも實行上にも大なる價值あるものとす

此記事は白耳鐵保護會社聯邦雜誌より轉記したるものなり

以上は協會雜誌の原文なるか其大いに事實を誤り居ると余の喋々を待たずして明かあれども其帶狀様の頭髮を存して囚人たるの標記となし賞表一個を與ふるときは其頭髮を取除くなど云ふに至ては抑も何事を誤り傳へしか就中最後の零評甚だ面白からず是に依て見るときは北海道の監獄は偏へに土地開拓の爲めに設けられしか如し斯くては我監獄の名譽にも關することなれば當局者に就き取調の上正誤方を申送る考へなり是に就きては我監獄の改良は實に一日も忽請すへからざる大切なる事業なれば諸君の御奮勵あらんことを希望に堪へざるなり又全雜誌に本年八月七日より全十四日まで白耳鐵に於て開かるゝ犯人生理學万国議會の議題を掲載しあれは序に茲に述べへし元來全會の目的は生物學と社會學とに於ける犯罪人の關係を研究するに在て夙に白國政府の保護を受け同國司法大臣ウォッレー、ル、シュー、ス氏名譽議長たり扱其議題及び出題者は

婦女犯罪の性質及不治犯の性質
出題者 博士ロンフナー氏

犯罪の誘惑及刑罰の責任
出題者 博士ラーキスト、ボワザン氏

幼少年者犯罪の變動
出題者 博士モット氏

犯罪者に關する職業の感應、不治の犯罪者に適用すへ

き方法、囚徒の退聲監獄及輕罪者の自殺及瘋癲
 此外在監者に關する心理學の研究もありと云ふ又此會に
 佛國監獄協會の代表者として出席せらるゝは右出題者の
 内なる博士モット博士ラー、キストボワザンの両氏あり又
 我國よりは寺尾大學教授並に歐州留學中なる坪井理學士
 の兩氏參會せらるゝなり

○教誨方法の改良

岐阜縣に於ては從前囚人教誨は祝祭日及毎日曜日全囚を
 一堂に會し大教誨をなし毎午一工場又は一監房に就き小
 教誨をなし來りし過般其方法を改正し全囚人の罪質
 を大別して十數種となし毎午休憩時間に於て一種凡三十
 分時以內教誨堂に集めて小教誨を行ひ新に入監する囚人
 及放免すへ囚人は其都度成るべく個人的に之を行ひ日
 曜日の大教誨は猶舊の如く行ふとせられたり
 神奈川縣に於ては教誨の爲めに種々なる罪質の囚人を一
 堂に集むるゝを廢し各其罪質に於て別異をせし一席
 の人員を三十四以内とし毎日休憩時間に教誨を施行せら
 る

○精勤證書授與

岐阜縣監獄署に於ては看守和田清太郎全野々村熊吉の兩
 氏に七月十九日精勤證書を授與せられたり
 兵庫縣に於ては今同全縣監獄署看守濱田幸吉、今井重
 章、崎田祐、富岡開章、大前常雄、石田常造、淺田權次

郎、北岡由吉、富田隆三の諸氏に精勤證書を授與せられ
 たり

○看守教習

大分縣監獄署に於ては看守江上秀吉、池田虎男、梶原齋、
 古川喜六、川嶋定二の諸氏に七月九日看守教習科程卒業
 證書を授與せられたり右の内江上秀吉氏は優等なりし
 佐賀縣監獄署に於ては江嶋勘吉氏に同卒業證書を授與せ
 られたり

千葉縣監獄署に於ては第三回看守教習生の中、藤代淺吉
 古木俣四郎、鎌田鎌之助、川嶋泰三の諸氏に今回卒業
 證書を授與せられたり右の内、藤代氏は優等なりし
 茨城縣に於ては本年六月一日看守教習所を開始せられ全
 八月七日其第一回授業者の卒業試験を舉行し看守栗山正
 誼、福地安、平戸昇太郎、助川辰次郎、綿引敏三郎、和
 田小次郎、加藤彦次の七氏に卒業證書を授與せられたり
 右の内栗山福池の兩氏は試験成績優等なりしを以て殊に
 賞状を與へられたり

小説

獄事 佛老爺

龜屋萬年稿

禮をいはれて挨拶に困する顔を頻りに見入りてありける

人の、今しも立去りまくする我を、忙はしく呼止めて、
 備は大坂の、と言ふは記憶ある近所の人なりけり。
 南無三寶、身は宙を飛び、群集に紛れ入り驅脱け、雷
 門を躍り出て、右手の方に去るとせしに、わが手首を
 丁ど捉へて、一寸來よと云ふ者あり。

いつくへ參るべきかど問へは、唯ぐわんど頭惱にたへ
 しのみ、引立て、血腥さ狭客物語に、其名も高き
 花川戸、見越の赤松枝振よき、外格子の家に引入れ、庭
 口より椽側に登せ、左右の腕を緊く括り、其儘内へ入相
 の、金龍山の鐘遠く聞ぬ。

程なく障子窺と開けは正面天絨の厚布團、釣瓶形の煙
 草盆、主の左右に居流れたる子分幾人。蛭に見おまれた
 る小蛙の、爰に睨み殺されやせん。
 殺さば殺せかし、我は大坂の喰詰小僧、貧の盜は出來心
 何の小六筒敷、掟の作法の、繩張りのだ。

しよとき小河童、此れを食へと投げつけたる銀延の長煙
 管、思はず俯きたる頭の上の風を切て、石燈籠に受然た
 る時、乾兒總立、拳の電、膝みつ、蹴りつ、肩息と成たる
 を、一昨日來よと、突き出しけり。幾度か倒れんとする
 腰を、辛くして立上れば、口惜さ胸に滿ち五臟も碎けん

はかりの腹懸には、再び繩張荒してくれん、と取てかへ
 せし奥山にて、紅葉ふみわけ六本足の、鹿は此方ど呼は
 つたる、觀世物の招牌に心をどくられて、懐中括るゝも知
 はずかど、そぞ忍はしたる手を無備と握つて、何をす
 る、とは思ひしに似ぬ沈着態、振放さんどすれば、隠した
 る十手を示して、神妙にせよ。

われ鈍くも探偵の釣にかゝつて警察にあげられ、裁判所
 に引渡され、懲役幾十日の宣告に追立てられて、監獄に
 送られたり、當時未だ十五に滿たさうしかは、幼年監と
 云ふに入れられぬ、監は間口五間許にして、奥行は三間
 程の雜居房なり、監の左右の隅に小高き處あり、高座と
 云ふ、此處は疊を敷きて役付と云ふが居る處なり、役付
 我を高座に呼びて、族籍氏名罪質刑期杯を尋ね、一々帳
 簿に記するして、さて頭を延はして其中と呼へは、我より

年の聊かたけたらんと思はるゝか、聲に應じて出て來り
 ぬ、役付は其者に向ひて、おれは備の房に入れるか。
 と云へは唯々として、我をつれて其房に還りぬ。此は房
 頭にして時は日没の後なりき。

幼年監に六箇の房あり、されと房と云ふも尋常の房に
 らず、僅に此柱より彼柱までは一房或は二房と仕切れる

なり、我は其六房に入れられたり、六房は詰前にて詰前の前を一監の囚人が絶えず師に通ふ、臭氣用捨なく鼻を衝いて、夜一夜眠られず、左ふぬだに後悔の心に我身を責められ、胸の苦惱限りなかりし、さて翌朝服役場に出れば、綿工と云ふに就けられたり、綿工とは、囚人が着古したる獄衣を解きて綿を出し、固結りたるをほぐし、綿打人に渡すまでの仕事を爲すなりけり。是より日毎に通の書狀出でたり、そと懐にして便所に行きたる時、密かに之を開きて見るに、いふかしや女子の文字あり。一筆かきのみし、是迄はつゝみて不申たどへ親子の間にても申にき事故をなたが父様はと尋ねればたゞ死なれしとばかり申せしが誠は母が十八才の時若氣のあやまり親のゆるさぬいたづらせし其人をかかれちして此大坂にとゞまり用意のあるほどは夫婦で暮し遅々つまりてそなたがねなかにあるもかまはず父様には何れへやと行方知れず是皆天ばつ誰をうかひべきやうもなく候父様には大がらにして左の乳の下に紫色の痣と左の二のうでにさよと二字いれずみあり名は三五郎と被申候ぞうぞう成人の上は身をつゝしみ日おる

申候よとゞもさゝわけ立身出世たのみならず父様にめぐりあはし此手紙を証據に親子の名乗をし二人づれにて墓參をして貰ふ度生々世々の願覺束なくも樂しみ

三吉どの

母方

方々、老爺が此手紙を見たる時の心の中を察し給へ、さよとは我母の名、三吉とは我名ぞかし、視れば手跡も疑ひなし。

(つゝ)

◎御断り 今回は監獄に關する出来事にして特に報道すへき程の緊要事項なきを以て「獄事彙報」欄は本號には之を見合したり又記事の都合に由り「諷諭」及び「統計」も次號に譲るよとゞせり

◎取消 兵庫縣監獄署より左の通申越ありたれば全文を掲げて取消す

貴會發行ノ大日本監獄雜誌第五十號獄事彙報欄内本年七月三日國民新聞ヨリ轉載ノ神戸通信ト題スル記事中同署ニテハ此兩人ヲ別房ニ置キテ賄向キ其他日々ノ取扱モ實ニ丁重ヲ極メ以下果シテ信乎トアルニ至テハ全ク無根ノ妄説ニ付速ニ取消有之度此段申込候也

大日本監獄協會御中

兵庫縣監獄署

明治二十五年八月二日

廣 告

監獄教誨

定價 金六 錢

右は豫告の通り第一編は去七月廿五日(毎月廿五日發行)出版仕處各地より多分の申込之れあり最早殘本無之に付目下再版に着手致候付御望の諸君は至急御申込被下度候猶第貳編は來る廿五日出版候間御申込被下度候此段廣告候也

東京々橋區築地三丁目眞光寺内

大日本監獄教誨師通信所

教誨叢書第六輯 六月分毎月一回出版 定價金四錢郵稅二錢

○教誨●續讀書論(留岡幸助)●罪ある心を癒すと如何(松尾清次郎)●改心の原動力(原胤昭)

○傳記●二宮尊徳先生(天福堂評)

○經濟●資本(小野田卓彌)

○監房揭示文意解●和順(原胤昭)

○勸話●勤勉の話●隣人の批評を慎めよ●火の消むた提燈

○理學●熱を良く導く物及び導かぬ物●建築用材の熱を導く力

○聯珠●聖賢格言●諺草●いろは道歌

○作文●妻子の世話を頼む文●用文字体

○附錄●勸告問答●本心●道は唯一●道と法律

○說きし短文圖書(說教欄を補ふために聖教を右幾冊分にて前金郵稅御拂込次第御送り可申候官署よりの御注文は前金を要せず御申込次第御送り可申候)

北海道樺戸郡月形村

同 情 會

再版廣告

内務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文
内務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
内務省參事官監獄評議委員文學士久米金彌君序文
内務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

獄務提要 完

○豫約法

○製 本 本文上等日本紙 表紙クロース金字入 一部金五拾錢

○定 價 一部金貳拾四錢

○送 金 一府縣内看守押丁 諸君全負購讀 本會支辨

○發 送 上記ノ割引ハ官署、典獄、書記、看守長本會會費取經主任ノ諸君ヨリ一總メ申込ミノ分ニ限ルヘシ

全員購讀ノ向ハ着本其月ヨリ向四ヶ月ニケケ月金ハ錢ノ割ニ拂込ヲ諾ス○送金ノ節ハ郵便交ハ銀行爲換トシテ本部宛送付セラレタシ。運便ヲ以送金セラレ、并ハ其持込賃ヲ加ヘラレタシ。宮城縣管内豫約員ニ限リ仙臺市大町書林木村文助ヘ向ケ送金セラレタシ

申込ノ順序ヲ以テ郵便、流車、汽船便ノ内冊數及土地ノ使否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

警察監獄學會 出版部